

監獄雜誌



第七卷第五号

録 目

● 論説……………	(一頁)
● 内務大臣の獄政に関する演説を讀む	
● 警察官監獄官練習所に就て	
● 分房制を論ず(第七卷第二號の續)	紫雲樓主人
● 歐米監獄要録……………	(九頁)
● 在伯林小河氏より監獄課員宛の書翰	
● 同上三月廿八日附學會へ通信	
● 同上四月五日附學會へ通信	
● 雜録……………	(十五頁)
● 典獄建議事項私評	
● 諸問事項と云ふに就て	
● 既決囚の差入物許否に就て	
● 正中の美風に就て	
● 典獄の官等及俸給就て	
● 看守教習の方法に就て	
● 監獄教誨……………	(二十七頁)
● 客觀教誨	
● 監獄教誨に就て	
● 監獄衛生……………	(三十二頁)
● 監獄内傳染病豫防心得	
● 監獄彙報……………	(三十五頁)
● 監獄統計表……………	(四十一頁)
● 問答……………	(四十二頁)
● 雜報……………	(五十二頁)
● 漫筆……………	(六十二頁)
● 寄書……………	(六十三頁)

警察監獄學會發兌

寄書規定左記の如く相定め次第より實行致度御繁忙の傍ら折角御執筆相願候玉稿に對し是等規定を設るは甚御迷惑なるへしと雖ども力めて御準據被下候は、幸甚不過之候拜具

寄書家各位

警察監獄學會編輯部

●寄書規定

- 第一 監獄雜誌へ掲載の材料として玉稿御送付被下候節は、野紙、白紙を問はず、半紙、美濃紙の内を以一行(若くは二)二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし
 - 第二 質疑、應答の外は一項毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖質疑と應答とは又別紙に御認めあらんとを乞ふ
 - 第三 表題、(地名署名)姓名(又は號)は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名(署名)姓名は編輯部参考の爲め欄外に御認め相成たし
 - 第四 質疑に對する應答中緊要と認る事項に就ては、學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあるへし
 - 第五 毎月二十日前(十二月は特(十五日)前)本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上へ掲載すへきものと御承知被下たし
- 質疑の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下せらるゝ時は可成次第へ投書相成たし

●警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字 内務省警保局長 小野田元熙君序文

司法次官清浦奎吾君序文 帝國大學法科大學長 穗積陳重君序文

神奈川縣知事 中野健明君序文 教授法學博士 都筑馨六君序文

靜岡縣知事 小松原英太郎君序文 内務省土木局長兼參事官文學士 久米金彌君序文

神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著 内務省參事官文學士 久米金彌君序文

監獄學 全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

司法次官清浦奎吾君序文 内務省備獄務顧問 故フラン、ゼー、パツハ君序文

東京集治監典獄 石澤謹吾君序文 内務書記官文學士 久米金彌君序文

前宮城集治監典獄 八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

日本監獄法講義

完

静岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文 神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯
宇川盛三郎君序文

獨逸監獄管理法

完

静岡縣知事小松原英太郎君序文 內務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
內務書記官文學士久米金彌君序文 神奈川縣典獄小河滋次郎君著

看守必携獄務提要

完

静岡縣知事小松原英太郎君題字 前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城縣典獄山崎義徳君序文 宮城集治監教誨師藤吉習教君著

監內揭示條目辯解

全

監獄雜誌第七卷第五號

論 說

●内務大臣の獄政に關する演説を讀む

板垣伯閣下は内務大臣に就任以來、内務諸政の方針に就き改良に銳意、熱心せらるゝ所あるは將に掩ふべからざるの事實にして今更予輩の喋々を要せず、就中監獄制度の改善に就ては特更に傾注せらるゝ所あるか如きは昨今新聞紙の報する所にして予輩は斯道の爲め忝喜措く能はざるなり、凡そ制度の改善に膺つては事緩急あり、物各順序のあるありて能く效を一簣の間に修むる能はざるは勿論なりと雖も、今回内務大臣か全國典獄諸君に向て演説せられたる筆記を見は今後獄制に對する大體の方針は先以て推知し得べきなりと信ず演説の大意は本誌前號に掲載し且新聞紙上既に報する所にして今更に之を掲ぐるの要を見ずと雖も予輩同演説に對する觀察は少くとも今後の方針を揣摩するに足るべしと信するの餘り聊か左に敷衍せんとす、幸に正鵠を失することなくんは幸甚

演説の上段一半は典獄は行刑の當局官なるより説き起して犯罪其ものく憎むへく、又犯罪人はど憫れなるものなしと迄斷言せられ縷々其惡むべく、又憫むへき境遇に陥りたるものなることを説明して、本來犯罪は犯人か先天的に惡事を爲すの性質を有するものにあらずして全く智育、德育の足らざる所より不幸に

陥り貧困に苦み或は他人の爲めに誘惑せられ犯罪に餘義なくせらるゝの境遇に遭遇し身を過ち悪事を爲すに至り遂に習慣は第二の天性となり益々犯罪を層加するに至る者なりとの一句は寔に意義明晰、一點の疑團なく予輩は双手を挙げ賛意を表するに吝からざる所也、既に犯罪は如斯惡むべき者とするも犯罪人其人は憫むべきものと断定せんか、之を矯正し及び之を善良の民に導くの方法は懲戒と感化に存するものなること、是れ素より予輩の言を待たざる所にして演説中又此事を言ひ顯はされたり、又曰く從來の經驗に由れば總ての犯罪者の内再犯以上の者か其七分を占むると云ふの事實にしあれば獄政未だ其宜しきを得たると云ふ能はず、而して諸君は此難局に當らるゝものなれば本大臣は諸君の職務に最も重きを置くものあり云々（此所最も予輩の賛成する所にして予輩大に意を強ふするを得たり）又曰く典獄諸君の職務は囚人を相手とするものなれば博愛慈善の心に富み自任、自重能く久しきに堪へ經驗を積むにあらざれば善く其効績を擧ること能はざる者なることを自得せられたし云々 故に司獄官吏は博愛慈善を以て精神とし威嚴を保ち紀律を正ふし感化誘導の後情を加へざるべからざるものなりと言はれたり、大臣が獄政に關する方針にして以上摘載の意味に大差なしとせんか、予輩は全編其宜しきを得たるものなることを頌賛せずんばあるべからざるなり、要するに本演説の大要は治獄の難事たることを悟了せしむると同時に當局者は自重自ら持し官紀を勵行し尋くに博愛慈善を以て其職に拮据忍耐せんことは典獄以下當局者の則とるべき方針とすべきことを示されたるものにして眞に予輩の意を得たるものと云ふの外なし乍去本演説に就て予輩をして忌憚なく云はしめは博愛慈善は一應彼等の如き憫むべき境遇に沈淪し獄窓に呻吟せる者を救済するに最良の方便たるか如しと雖も現行刑法の刑罰を以てして尙且つ十中の七迄再犯以上の者を以て塞くの今日、行刑其ものをして至慈至愛に傾むか如きことありとせんか監獄は社會の樂土、衣食住の仙境として（彼等自

營の確立せざる者より見て仙境、樂土とするのみ）今後陪、再犯、以上の者、を増加せしむる現象を呈するなきか、予輩此所最も犯愛に耐ざるなり、乍併大臣閣下は演説の後段に警められて曰く威嚴を保ら紀律を正ふし云々と此數文字は當局者の最も潛心服膺すべき事項にして決して慈善博愛にのみ偏局せられざらんとを然るを若し至慈至愛にのみ偏せんか前掲犯愛の如き奇怪なる現象を顯はすのみならず行刑の本旨地を拂て滅却するに至り再犯者を倍加するの虞れなき能はざらんとす、是等は宜しく緩急を失せざらんことを要する事項なるべしと信す、演説中又云へることあり典獄の職務は社會の裏面に在つて他の刺撃制裁を受くこと少く窮苦訴ふる所なき囚人に對するものなれば云々と是又誤解なきを要す、何となれば本來監獄は社會と隔絶するは勿論、是非社會の裏面に置かざるべからざる性質のものにして監獄を治むるには自から之に關する法規のあるあり、其範圍を超越すべからざるは勿論、囚人にして情苦を訴へんには時々監獄巡閱官其他の巡閱あり何すれど窮苦訴ふる所なき者と云ふを得んや、大臣が此言を解するには須らく其意のある所を忖度し典獄か自己の職權内に於て輕重するべき假令は懲罰權の如き敢て濫行に失せず酷虐に過くべからずとの意味に解釋して其邊の寬嚴斟酌宜しきを期し、内に博愛慈善の心あるべきを要するとの義にして、囚人は絶對的に窮苦訴ふる所なきものとは素より看做されざるものなればなり尙終りに獄則の改正すべきは之を改め云々と云はれたれば今後多少の改正せらるゝ點もあるべしと信し予輩は他日改正發布の曉に至り更に講究を怠らざるべし故に茲に一言すること爾かり

●警察官監獄官練習所に就て

本月十六日内務省議事室に於て開かれたる地方官會議の警察官及監獄官練習所設置の件に就き端なく一場

の議論を起せしは事實なりと諸新聞紙は紹介せり右は如何なる原按の趣旨に向て如何なる反駁の論鋒を試み議場の大勢は如何なる模様にてありたりしや余輩一々其辯難攻撃の現状を知るに由なしと雖も想ふに此問題は警察監獄制度發達に至重の關係を有し其成否は斯道前途の積極若くは消極の方針の依て以て分るところなりとす豈傍觀輕視に附し去るを得へけむ乎余輩聊か私見を附し地方長官の參考に供せむとす

抑も警察官監獄官の職務は尋常一般の法律命令文にのみ泥み履行せば以て足るものとするか又普通屬僚の如く筆算の技藝に依り定則の事務を了せば則ち足るものとするか警察權の活達行刑權の眞味法律以外の腦漿と命令以外の膽力を以て融和するにあらざれば其能く目的を果すと能はざるは更に説明を要せざるなり文明を以て自稱し強國を以て自負する歐米各國の警官監獄官を養成する實態を考一考して之を參せよ

今や我邦戰勝の效果國威巍然として全世界に轟き霸權東洋に洽ねく條約改正の進行は汲々乎として將に目的の彼岸に到着せむとするにあらすや此の時に當つて若し外政の機敏を澁ふし或は又對等國として當然準備せざるへからざる警務獄務の整備を怠り以て彼等に歎漏を口實とせらるが如きことあらば戰勝の餘威も甚た價なきに止まらん苟も一地方の令尹たるもの眼を此の局面に轉視するところありて可なり

聞どころに依れば警獄官吏練習所設置案に對する地方官の意向は意表にも甚だ切ならずして寧ろ冷評に附する傾勢なきにあらすや嗚呼何ぞ恠訝の極此所に至るや余等斯道の爲め否國家の爲め泣訴せざるを得ず夫れ地方政務として今日焦眉の急に屬するもの固より警獄制度に限らず寧ろ俗眼を以て視渡すときは警務獄務の事或は反て他の土木勸業學務等の諸政務に比し優なるも劣と云ふを得すとの感あるへし而て其實際

に於ても警察監獄は比較的進歩したる事實あること余輩も亦同感を表するものなり故に地方經濟の大半を此の種にのみ投して他を顧るに及はずと云ふか如き我田主義は余輩如何に警察監獄を痛望すと雖ども之を取らざるなり然れども爲し得る費用の差繰りも之れを爲さずして冷然得々たる俗論者誰に向ては大に一針を加以努て排斥せざるへからず請ふ試に之を論せん

抑も警官及監獄官練習所を設置する費用は果て幾程を要するや是は其組織如何にも關係するを以て精しく算定するに由なしと雖も其重なる費途は教官手當授業生賄費位のことと過ぎされば何程の巨額を要せざるや明かなり而て所設費及教官等の手當費は無論中央國庫費の負擔に屬すへしと思料するを以て各地方廳に於ては唯た授業生の旅費及賄費書籍費等の支辨を負擔するのみにして僅に一地方より四五の警官監獄官を出し之か費用の負擔に堪へずと云ふか如きは毫も取るに足らざる論なり又其人員を差繰り難しと云ふも承服したる説にあらざるなり之を要するに本案反對の論者の感情は政府は近頃警察監獄にのみ重きを置き他屬官に對しては其れ程不憚を加へざるに依り特別任用に係る府縣屬郡區書記等の責任に伴はずとの筆鋒を以てするに非ずや是れ余等の私に疑ふところなり地方長官の感情若し此所にありとせば一應の理由なきにあらざれども部課長の下に屬し所定の事務に従屬する者と警察監獄の要責を負擔する者との輕重に徴し人材の要否自から異なるものあるは政府も既に認むる所なり況んや其實警務獄務の如きは下級の巡查看守より多年の勤勞經驗を積つて後列任の地位に進めたる熟練家を取の利益あるは争ふへからざる事蹟なり故に之をして更に高等専門の學科を修めしむること最も必要にして警獄の長計此れに依るにあらざれば決て効果を完成すへきにあらす區々たる權衡論又は感情論の如きは目下の局面に當るべき者にあらす對等條約内地雜居の終局已に眼前に逼迫せる今日にして警務を擴張し獄制を整備するにあらざれば他日改正條約實施の曉き世界の外人を自由雜居せしむるに當り何に依て國安を保ち法律の威信を持続せむとするや須らく猛省するところありて可なり

●分房制を論ず(第七卷第二號の續)

紫雲樓主人

余は前段に於て簡單に分房制の利益を列擧し今や進て真正なる分房の組織方法を論せんとするに當り聊か思ふ所あり先つ少しく歐洲一大家の分房制に關する所見を擧げ讀者に紹介し置かんと欲す

凡そ分房制の最良法たることは既に前段に於ても述べたる如く今や世の斯道に従事し少しく思慮あるの士の盡く首肯する所なり然るに我邦不幸にして未だ完全なる分房制の經驗あらず之を説く者皆歐洲諸國の例に依るの外なし而して歐洲諸國の實例を目撃したる者は如何なる種類の人士なるやといふに多くは法律家政治家等にして真に斯道の専門家たるもの寥寥たり於是てや今日余は何々の監獄を巡視したり何國の獄制を研究したりなど驕り顔に喋々する人々の説を聞けば多くは皆皮相の觀察をなしたる者にして而かも治獄上の觀念を其腦裏に存せざるものなれば往々誤解謬見あり而して猶自ら覺らす甚たしきに至りては輕卒にも其の不完全なる觀察を基礎として牽強傅會の説をなし遂に或は分房制は人の天性に反するものなり或は人の能力を毀損するものなりなど種々なる理窟を付て之を攻撃する者あるに至る此の如きもの只た名も知られざる一書生の言とすれば猶恕すへし苟も學者政治家として世人の耳目を惹くべき地位にあるの人にして如此きものあるは余輩は其の淺慮輕卒に驚かざるを得ず否余輩は其の放言以て世人を誤るを責めざるを得ず然れども是れ獨り我邦の學者のみにあらず凡そ自己専門以外のことに輕々に喙を容るゝときは往々此等の過を生ずること珍らしからず彼の有名なる英國の文學者チャールズデイッケンスが千八百四十三年に米國フィラデルフィヤの分房監を一見し僅々二時間の觀察を以て輕卒にも其の斷定を與へ衆人の前に之を非難したりしかば一時は大に世人の注目を惹きか幾もかくして其の論する所盡く氏の謬見と觀察の不十分なるに歸することを摘發せられ爾來識者の即笑する所となれり以て皮相論者の取るを足らざるを證すへし余輩

は世人が論者の有名なるか爲其の説に或はされざるを望むと共に苟も専門家として多年斯道に經驗ある人士の所説は十分玩味して之を研究せられんことを切望するものなり

ウイリアム、ヘンリー、ズリンガー氏は和蘭阿姆斯特ダムにて監獄副總長として殆ど五十年の間獄務に従事し同國の獄政には通曉せざる所なく或る點に於ては有名ある英國のジョンホワードにも勝るの人なり氏は自國及外國に於て半世紀間の觀察の結果として千八百七十二年に書を著し意見を述べて曰く凡そ在監人の分類其他各種の方法に就き種々なる試験を爲すに我邦の分房制は假令へ完全無欠といふを得ずと雖も他の制に比して最良のものたるは疑を容れず余は飽まで此の制の採用せざるへからざるを確信すと

氏は其臨終の前ホワード協會の主幹に語て曰く余は犯罪を滅却するか爲め殆ど半世紀を獄務に従事し此問題に關し十分なる觀察と報告をなすの機會を有せり余か家屋の諸室は實に斯道に關する書籍を以て充たざる余の所見を以てすれば凡そ監獄の目的を達せんと欲せば分房制を措て他に其方法あるを見ず各種の制度は一時世の好評を受け或は有力なる人士の賛成を得と雖も其の本來の性質根本的の欠點より遂に失敗を免かれず是れ余か五十年間の經驗上得たる所の動すへからざる斷案なりと

氏又曰くリウワードの大監獄に於て囚徒を大小團體に區分し或は分房雜居の折衷制を設くる等種々なる企圖を爲し又委員を外國に派遣して各國の制度を調査せしめたりしか其結果は衆員皆一致して分房の利を唱へざるものなく結局最良の獄制は各囚人を一切隔離し之と同時に規則正しき作業を科し書籍の看護學問上及宗教上の教育を勧め訪問を頻々にし且日々屋外の空氣を呼吸せしむるに在りとの斷定に歸したりと氏は雜居制を評するの言に曰く一人の僧侶か僅々一時内外の宗教々誨は以て多數の而かも間斷なき罪惡の教師の薰陶に敵すへくもあらず如此き監獄は眞に犯罪の學校にして幼年囚に於て特に其弊を見るへしと

英國に分房制の効用に付議論ありしは和蘭及白耳義よりも其時代早し然るに其の議論の二國よりも後れ決したるは畢竟當時の論者か積極消極ともに極端に走りたるに坐するものありミッドルセツクス、サセツクス、パークシヤイア等諺州の行政官及リツチモンド公ジョーシ、ポール、バート、キングスミル、フイールド、クロフフィールド、メリー、アドセツド等有數の士は皆熱心に分房制の採用を主張したりしが千七百七十五年に至りリツチモンド公の盡力に依りサツセツクスのホースマン監獄を改築し英國に於て始めて真正の分房制を採用せり然るに此の新組織に伴ひ直に著しき効果を生ぜり同典獄の報告によれば従前雜居制のときに於ては再三入獄する者引きも切らざりしが分房制を採用して以來最初十二年の間に於て只た僅に一人の再入者ありたるのみなりとあり以て其効果の如何に大なるやを見るに足らん

シヨンクレー氏はプレス頓監獄に於て多年教誨事務に従事したるの人にして分房制の利害に關し尤も公平なる識見を有する一人なり凡そ分房制を説くもの往々只た之を閉居獨坐せしむるを以て足れりと思惟す是れ此制をして世の非難を蒙らしむる所以なりクレー氏の如きは眞に分房制の何たるを知るものなり氏之を重んずる所以は其の囚人を善に導くに便なるか故なり氏の子息か氏の傳記に書して曰く氏か分房制に期望を抱きしは囚人相互の汚染を遮り各自に能く省慮せしむるに在り云々而して氏は社會經濟上の點より罪犯を矯正するの必要を論じて曰く一人の盜賊か社會を害する一ケ年平均百五十磅に相當す然らば之を矯正する方法に關して如何に多くの資金を投するも猶利益あり而して分房制は此の目的に向て最も有効のものとするは社會全体より見るときは他の組織より遙に廉なるものなりと云はざるへからずと此の外僧正ウラトーン或はエリザベス、フライ夫人の如き皆久しく獄事に従ひ斯道に最も功蹟あるの人なり而して其言ふ所皆分房制の利を唱へざるものなしフライ夫人の二女か其傳に書して曰く不善者と隔離し

善者と交通せしむるは夫人の最良とせし監禁法かりと讀者能く此の簡單なる言語の意義を玩味せば蓋し思半に過くるものあらん (未完)

歐米監獄要録

●在伯林小河氏より監獄課員宛の書翰

拜啓時下益々御清康奉慶賀候我國にては變り易きと秋の空に譬有之候處所換はれば天趣亦た同しからず富にては四月今日の時候を以て人の心の頼み難さに比喩致し居り申候忽ちにして曇り忽ちして晴れ雨かと思へは雪か降り朝に暖爐を焚くの必要ありて夕へに室を開て涼を取るの苦熱を感す冬景一日にして夏景に變す其氣まくれの甚しきこと詩あり以て之を証すへし

卯月の空は定めなし

昔し語りの専制の

羅馬王にも喩へなん

氣隨氣儘に何事も

きのふはきのふ

けふはけふ

あすともなれば

白鷺の雪ともなれや

風も吹け

喜ぶときは夏となり

怒れるときは冬となり

卯月の空は定めなし

幸に頑健罷在候間御放念可被下候本年は典獄會議の御催も可有之筈の由承はり候處定めて御盛會の義と存

候當地も當時は「フステルン」祭の休暇中に候得共花なき春の殺風景には何の興も無し不日地方監獄の巡回に出懸け可申積に有之候樂みは旅行にあり馴れて見れば當地に於ける旅行はど便利にて且つ快樂のものは無之候唯た其廉ならざるを憾みとす

當地到る處の監獄一見して先づ感ずる所は構造の堅牢なるも警備の嚴重なるに有之是れ囚徒の逃走など申すことは夢想も及ばざる所に候得共我れに隄龍の備へあれは彼にまた樂毅の奇術あり逃走事件の新聞紙上に報道せらるゝもの稀有にあらす小生の當地に來りて方以來未だ一年ならざるに既に前後四五回の事實に接觸致し申候現に此程の如きも伯林に於ける堅牢無比と稱せらるゝ某監獄(兵備ありて晝夜外構を警衛す)より長期囚の逃走するものあり逃走後數時間を出だすして一使丁の書翰を添へたる一個の紙包を齎らし來るあり受付の官吏披封して之を讀む曰く「寄食多年貴監を煩わしたることを深謝す獄衣今我に於て必要なし使丁を介して之を返納す幸に受領あれ」と而して終に其の踪跡を明かにする能わすとは監獄に取りては随分不器量至極のこと、謂ふへし慨して當地に於ける惡漢の滑智は驚くまでに進歩致し居り候様被存候重大なる犯罪事件にして其の下手人のまた發現せられざるもの少からず世間にては頻りに警察機關の遲鈍なるを攻撃致し居り候得共惡漢其れ自身をして警察の當局者たらしむるに非らざる以上は到底其の魔界の隱微を發き盡し候ことは覺束なかるべく候

坪井印南二兄御編纂の貴書最早御刊行相成り候事に可有之一本御惠贈の榮を賜らは幸甚の至りに候此程佐野氏より東京集治會の寫眞數葉惠贈相成り正に落手致し申候若し御面會の御序ても候はゞ此義御傳言被下度直ちに諸方へ分贈致し申候木名瀬兄去られて羽村兄交はられ候由羽村君の爲めに榮轉を祝し申候尙は同君よりの御懇書拜讀萬謝仕候

長屋典獄より此中書面接手仕候處其前すてに御返書差上置候間多分落手せられ候ことに可有之同氏來省の節は問合せ被下度願上候

右は貴酬旁々御伺申上度如此に御座候御書面等御惠投被下候節は可相成小生宿所へ宛て直接に御發送被下度候宿所は左の通りに候勿々敬具

四月五日

Tuisen Str 63 II Berlin Deutschland
伯林にて 小河 生

●同上三月二十八日附學會へ通信

拜啓輕暖相催候處筆硯益々御清稔奉賀候次に小生義も不相換無事研學罷在候間御休意被下度御地内務大臣の交迭を始め其他政變の數々近看の新聞紙にて詳悉致し喜憂萬緒、兎角御國に事勿れと祈り居り申候昨日は當地「モアピート」監獄在勤の會計理事シロスキ一氏方に於て同氏が奉職後五十年の紀念祭執行有之なかゝの盛典にて小生も招待を受け陪席致し申候同氏の略歴を聽くに年、十七にして始めて國務に服し爾來は軍事、郵務等の諸官銜に歴仕して今より三十六年前、獄務に轉じ會計理事たること既に三十年「モアピート」に在職すること茲に十七年、事務に老練なるは固より其所なりと雖ども而かも事に當りて精細緻密なること驚くべく老眼の注ぐ所、一點半畫の誤錯あるを容さず諷々として争ふ所眞に先天的會計吏たるの本色を備ふ然れども人ど爲り快瀾洒落にして能く談じ善く諳す、其談諳を聞く者殆んど氏の七十に近き老翁なるを信する能はず況んや清容壯姿、斯の劇務に服して些の倦色なきに於てをや。紀念祭執行の當日には内務大臣より氏の功勞を表彰するが爲めに監獄理事長(副典獄に髣髴たる官位なり)の榮位を授與し警視

總監は時に代理者を遣はして賀詞を述べしめ典獄を始め看守備員等に至るまで各々相當の物品を贈りて祝意を表す小生は典獄及び理事諸氏と協議して各自の名を彫刻したる美麗の掛時計を調製せしめて之れに贈る。頭の白いのみが衰めた咄にも無之候得共どうか我國にても斯業の僚友社會に二十五年乃至は五十年の奉職紀念祭をば執行する様なる人多く有之候様致し度きものに有之祝典に陪して無限の感情を惹き起し申候聞く所に據れば「モアビート」に於ける會計理事の前任者は官金持逃（本金庫より二万馬克受取り其儘失奔し終に踪跡を知る能はず多分亞米利加にでも渡航したるならんこと）の罪にて免職せられ候由に有之後任者の選擇には一層の注意を用ひ終に右のシロスキ氏に落札致したる趣に御座候氏は故ゼーパツハ先生と同郷の縁故にて格別の親交ありし由にて時々故師の追懷談致し申候

當時は年度更改の期にて監獄社會にも大分、轉免補任の沙汰頻々と之有申候當地に於ける高等監獄官吏の位置は終身官のことに候間懲戒條例に觸れざるの限り又は自己の請願にあらざるの限りは一時の御都合にて罷免せらるゝなどのこと決して無之官吏に取りては誠に安心のことに候恩給なども我國に比すれば遙かに優渥なることに候間老朽と知りつゝ、イツ迄も現給に懸々する必要も無之存外、老物の爲めに少壯者の榮達を遮断せらるゝの弊も少なき實況に有之年度更改の今日に於て「モアビート」にても用度理事たる某氏は地方典獄に試補の某氏は地方監獄の工業理事に何れも榮進して不日赴任の筈に御坐候轉任に就き少しく我國と事情を異にするの點は當地に在つては辭令の領手と赴任の時期までには其間少くも三週間餘の猶豫あること、辭令の筆法も亦た來る何月何日より某監獄何官に叙すと認め有之候間叙任時期の來るまでの間は依然、現官の儘事務に服し傍ら赴任の準備に着手致し居り申候に由り公私其餘程都合善き様見受け申候且つ又轉任に就ては旅費日當の外官位並に距離相當の移轉料を官給致し申候ことに有之轉任の類々なる我國

などに於ては別してドヲカ此邊に少しく省察あり度きものに存候
當地本年の議會には司法省所管の經費中に巨額の監獄新築費豫算を提出相成候處無事通過致し申候此新築費の内にて一個所の監獄は伯林の郊外に起工可相成筈に有之此經費九百万馬克（凡そ我が四百五十万圓）と申すことに候間隨分壯宏のもの相出來可申と被存候兎に角朝野ども斯の事業の改良に銳意熱心なるは欽羨の至りに候餘は後便に譲り今便は是れにて擱筆仕候勿々敬具

三月二十八日

岳 洋 生

●同上四月五日附學會（通信）

前略保護會社のことも將來追いつく治獄會社の問題に上ばり候義に可有之當地に於ける該の事業の景況は後便御詳報可申上積りに有之なかゝ大規模のものに御坐候伯林に於ては一の中央保護會社有之皇室よりも年々幾何の補助金を下附せられ資本は頗ぶる豊かなるものにて幾千の出獄囚にして苟くも保護の必要ありと認めたる者は悉く之を收容するの準備相立ち居り申候該會社にては毎月一回委員の集會有之委員の多くは司法官及び司法省附屬の監獄官吏にてスタルケ翁は委員長を勤めウヰルト典獄は幹事長とも云ふべき資格を有し居られ候クローネ翁始め内務省附屬の監獄吏員は表面殆んど該の會社に無關係なるが如き觀有之申候へども無論此の事業に冷淡（否な寧ろ非常に熱心なり）なる譯には無之全く司法と内務の衝突を避けんと注意より態ざと其の局に直接せざると察せられ候委員會には小生も兩三度出席審議の實況を視察仕候該の會社に於て本年一月以來、三月中旬に至るまでの間に收容したる出獄囚は四百八十二人にして昨

年に比すれば七十人餘の増加の由に有之此内四百五人は農業に従事せしめられ候趣農業とは該の會社附屬の郊原に於ける開拓耕耘牧畜等の業を指し候とに候去月の委員會には小生も出席致し候處或る委員の咄に「我が保護事業の擴張するに從ひ此に一の弊害の現出せんと否なすでに現出しつゝあるものありと謂ふは他に非らず其民の糊口に苦むもの百方、計營して其職業を得るに由なく終に保護會社に頼らんが爲めに徹罪を犯して一時監獄に入り名を出獄囚に藉りんと試むる者あること即ち是れなり云々」と貧民救助の制の比較的、稍々完全せりと稱する獨逸に於て尙ほ然り我國に於て將來保護事業を營爲せんと試みるに當つては最も此邊に留意すること必要と被存候○各監獄に於て保護を紹介するに當り囚徒當人の行狀如何を審査して之を會社に通知すること勿論に候へども習慣犯者にても偶發犯者にても其の邊には毫も頓着なく瞭然再犯の恐れある者にても(勿論紹介書中には再犯の虞あることを明記す)之を紹介致し申候殊に又保護會社に於ても偶發習慣の區別なく農業場などに於ては混同收容致し置き候間第二の雜居監獄は此に作られ其の弊害も亦た尠からざることに有之ツマリ今日までの處保護事業も豫期する程の効能は無之兎に角將來、此の事業に對し研究を要するの餘地少からず新たに實行せんとする我國に於ては別して研究の上にも研究を盡し浮がど手を出さぬ様致したきものに候後略

四月五日

伯林に於て 岳 洋 生

雜 錄

●典獄建議事項私評

先般數年ふりにて典獄會を開かれたるに就て聞く所によれば流石は斯道に熱心なる典獄諸君のことにて此機に乗じ各自多年の經驗上得る所又は希望する所を夫々建議上申するもの實に數十件の多きに至りしか固より互に劣らぬ老練家の見る所期せずして自ら相合するもの甚だ多かりしかは斯く同一の事項を各自に持出さんよりは此の際十分協議を遂げ寧典獄會の意見として上申するに如かずとの議起り遂に協議會に於て之を議することとなり結局同會に於て左の十七件を建議することに可決せりと謂ふれば既に上申の手續を經其筋に於ても定めて鄭重に審議せらるゝことなるへしと雖も其結果は固より容易に我輩の窺ひ知るへきにあらす是に於てや聞くかまゝに聊か我輩の鄙見を以て嗚呼かましくも敢て私評を試みんと欲す蓋し大方諸彦と共に之を研究せんと欲するの意のみ典獄諸君請ふ幸に恕せよ

一幼年囚及懲治人に對する懲罰を今少しく重くする

事 評に日本項は文意簡單にして十分に其意を解すること能はずと雖も余輩の窃に考ふる所によれば是れ或は懲罰の種類を異にせられたしとの趣旨にはあらざるか余輩嘗て此の事を感じる久し例へは減食の如き幼者を懲らしむる所以の道にあらず偶々彼等をして卑劣の量見を起さしむるに足るのみ其他屏禁の如きも幾分か其方法を異にするの必要あるへく又今日の懲罰以外に猶適當の途もあるへし要するに幼者も壯者も同一の方法を以て罰するは決して其宜を得たるものと云ふを得ず然れども幼者を故らに重く罰せんとするは我輩の解する能はざる所なり

二警察遞信に係る囚人護送費及警察留置場に備ふる監獄費所屬の器具及拘禁囚の費用を警察費に移す事 評に曰く凡そ囚徒の護送に要する費用は其の監獄に屬すると警察に屬するを問す今日の有様にては實際國費に屬するものなれば之を何れにするも經濟の點に於て別に支障あることなし又留置準備品の如きも之を警察に屬せしむると監獄に屬せし

むるによりて費用の出途を異にするものにあらず而して之を本項の如く警察費に組入るときは警察監獄ともに非常に手数を省畧するの利益あり余輩は當局者の速に本議を採用せられんことを望むものなり

三 監獄建築標準を指示する事

評に曰監獄建築の事は我輩常に最も留意する所に於て獄事最大要事たり決て姑息の考を以て之を經營すべきものにあらす永遠の目的を以て之に當ること尤も勦要なり然りと雖も凡そ監獄行政のこととは歐洲諸國に於ても未だ確立不動の主義ありといふへからず事實驗中に在るものなれば將來如何なる良法の發明あるやも計るへからず否實務家たる者は常に其改良に注意し荷も一方に偏倚すへからざるなり然らば則本項建築標準一定の如きは一見甚だ望まじき事の如くなれども實際に於ては頗る難事なるのみならず我輩は寧輕々に此の如き擧のなからんことを望む何となれば一たひ此の如きもの出るときに設令へ之に勝る所の新案出つと雖も容易に之を動かすことを得ず爲に當局者をして十分考究せしむるの範圍を狭くし甚だしきに至り

ては標準に依頼して將來の進歩を妨くるか如きことなしと云ふへからず總て獄事に關する事は徒らに法規準則を繁にせんよりは當路者の深切熱心なる考慮をこそ望ましけれ
又曰く監獄建築の事に關しては先般來其筋に於ても意を致す所あり爾來建築をなさんとするときは豫め其設計を内申し熟議を経たる後始めて議會の議に付せしむることに内定せりと聞く果して然らば本項の不要なるを見るへし讀者以て如何と爲す

四 囚人徵治人及刑事被告人を流車押送の時他の乗客と離隔するの法を設くる事

評に曰本項は我輩亦た常に希望して止まざる所なり只た經費の點及實行上の點に於て十分に之を爲し逃げ得るや否やを疑ふ然れども荷も爲し得る限に於て其方法を設くるは最も緊要なり鐵道會社等に於ても出來得る限に於て其便を供せざるへからず是れ獨立業を營むものが國家社會に對する義務なり
五 看守の擊劍柔術の爲に負傷したる者には給助を與ふる事

評に曰巡查看守に武術の必要なるは喋々を要せず武術已に必要なりとせば之を練習する僅々二ヶ月の教習期間を以て満足すへからず我輩は之を公務として獎勵否寧強制せられんことを望む而して若之を公務とするときは之によりて負傷したるものに給助を與ふるに因より當然なり只た今日の如く強制せずして給助を與ふること蓋し難からんか
六、看守滿五年以上奉職の者を監獄書記に任用すること

七、特別任用の看守長を試験によらずして監獄書記に採用し得ること

評曰右二項は相類するものにして程度に於て稍異あり一は看守より直に書記に採用せんとし一は一たひ看守長となりたる者を採用せんとし一はあり然るに右二項を同時に可決したるは典獄會の意思何くに在るや我輩をして其判斷に苦ましむ然れども此事は我輩茲に論ずるを要せず只た我輩は第七項の甚だ必要にして而かも其方法頗る穩當なるものなりと思考す從來書記の特別任用法なき爲一般に不便を感ずること久し是れ少く獄務に通したる者の皆知る所なり今更喋々を要せず只看守の職務

たる書記の事務とは全く其性質を異にするを以て之を直に採用するときには却て其人の長所を用ゆると能はず之に反し一たひ看守長となり一兩年の經驗ある人に至りては大に其趣を異にし庶務の習練をも得たるものなれば之を書記に採用し得るの法を設くるときは大に有爲の司獄官を得るの途を開くへし我輩切に本議の採用あらんことを望む
八、看守以下定員を一ヶ年据置く事

評に曰本項に關しては殆ど一人の異議を挾むものなるへしと信す疑に看守以下の定員を定められ治獄上實に必要な制を立てられたるは我輩の尤も贊同する所なり只た如何せん囚徒の増減あることに類々其定員を變更せざるへからず其繁雜實に言ふへからず都會の大監獄にありて特に然りとす我輩は双手を擧て本議に賛成するものなり

九、教習中の看守を定員外に置く事

評に曰本項は我輩の往々耳にする所に於て一應理由あることの如くなれども若此趣旨を貫徹せんと欲せば滿員のときに於て常に教習生を募集し置かざるへからず又二月の教習を終りたる時に於て猶欠員なきときは直に之を免職せざるへからず此の

如きと果して爲し得べきことなるや若又欠員ありて而して後募集することとせば之を定員外とするも定員内とするも其教習期間戒護者の欠員は到底補充すること能はず要するに教習生を定員の内外に置くことは左まで治獄上影響なきことと信す但し満員の時に於て募集し卒業後欠員なきときに於て退職せしむのる考案ならば別問題なれども我輩は今日例へ幾分の差支あるにもせよ此の如き無益のことを爲すべきものにあらざりと思考す

十、在監人の動作時限標準を改正する事即起床並に就寝時刻を一定せず只起床後幾十分に就役し罷役後幾時間を経て就寝し役業間は幾時間と定むる事評に曰く経緯度の差其他種々の事情に依り起床並に就寝時刻を地方の適宜に任するも役業時間並其前後の時間を定むれに敢て不都合なかるへし但夜半に起床して四時頃に就寝し十二時に就寝して朝は八時頃に起床するか如き不都合なからんこと勸要なり

十一、看守の宿料を一般に支給する事

評に曰く曩に巡查看守に宿料を支給することを得るの勅令を發せられたるも同時に訓令を以て其之

を支給するべき地方を制限せられたれば假令へ府縣會等に於て之を支給せんとすの決議を爲すことありとするも到底之を與ふることを得ざるなり果して此の如き制限を爲すの必要ありや我輩は其の趣旨の在る可を詳にせず凡を看守の如き職務に在るものは仮令へ退廳後と雖も全く自田に運動するを得ざるものにして其居所の如きも監署と甚たしき隔絶せしむべきものにあらす出来得べくんば官舎を供するを以て至當とすれども已を得ずんば其居所を監獄の周圍に制限すること勸要なり而して既に其居所を制限する以上は之に對する費用は特に之を支給するは當然のことにして何を地方の如何に關せん我輩は典獄諸君と共に當局者の一考を希ふものなり

十二、女監取締の定員を増加すること

評に曰く女監取締の最低人員は二人なり故に一人事故あるときは忽ち支障を生ずへし我輩は少くも三人以上とせられんとを望む

十三、書記并に監獄醫教誨師の定員を四員によりて定むる事

評に曰く監獄書記に關しては未だ定員の設あらず爲

に治獄事務に支障を生し終に看守を第一課若くは第三課等の事務に使用する地方すら之あるに至る抑も勅令を以て戒護事務擔當者の數を定められたるに之を其目的に用ひすして他に流用するは法の精神を無視したるものなりといはざるを得ず只如何せん書記人員不足の爲已を得ず此に至る是豈輕々に看過すへけんや我輩は此の如き不都合のことに速に其跡を絶たんとを望む而して之を實行せんと欲せば先づ四員に依り書記の定員を定むるより好きはなし次に監獄醫教誨師の如きも四員の多少に依り相當の比例を以て増減すると亦必要なるへし或は教誨師の如きは別に定員を設くるの必要なしといふものあれども我輩同意する能はず特に分房制を十分に行ふに至れば益増員の必要を見るへし因に謂ふ或論者は教誨師の不必要を説けり我輩は其暴論に驚かざるを得ず然れども苟も此の如き議論をなすものあるに至らしめたるは今日の教誨師たるもの幾分か其責を引ざるべからず教誨師諸君乞ふ目重せよ

四、在監外國人食料を十錢以内にて支給すると評に曰本項は將來内地雜居に至れば大に考慮を要

する所にして輕々に断定すへからざるものなるへし我輩は全然邦人同様に取扱ふへしとは速に斷言すること能はず然れども本項を決するには外國下等社會の事情を十分明にしたる上に於てせざるべからざるものなれば姑く黙して後日を俟つ

十五、囚人を傳染病者の看護夫に使役し其病毒に感染し死亡したるもの遺族に相當の手當を給するの法を設くること

評曰是れ人情當然の事たり然れども未だ始より傳染病看護夫に使役せざるの勝れるに如かず

十六、看守の冬服を羅紗地となすこと

評曰巡查看守は尤も威嚴を保しめざるべからず威嚴は多く姿勢と服装によりて輕重あり苟も他人を制御するの職業に在る者にして小使に等しき衣服を纏ふ輕侮を招かざらんと欲するも得へけんや特に將來外人雜居の曉に至らば或は將て國家の威嚴若くは地方の名譽にも關するに至るへし只事經費に關するものなれば政府は容易に之を強制することなしとするも各地方の政務に與る人士は何を奮發一番せざる

十七、監獄官吏にして傳染病者豫防救治に従事せし

のし手當賞與等は檢疫委員同様國庫費より下付す
もること

評に曰凡そ傳染病の豫防救治に従事するは監獄内
に於てすると監獄以外に於てすると毫も其異なる
所あるを見す而かも其手當賞與等に關する規定を
異にするは畢竟法の不備に歸するものなるへし時
下日に暑熱に向ひ惡疫流行の時機正に近く此の如
きことは一日も速に其方法を設けられんこと希望
に堪へざるなり

●諮問事項と云ふに就て

典獄諮問會は四月廿六日を以て開會せられ五月四日
を以て閉會せられたり、諮問の事項、議事の模様は予
輩の知り得たる事丈け本誌前號の紙上に掲載したれ
ば讀者は既に一讀せられたるならん、然れば余輩は
假りに前號掲載の事項にして幸に諮問事項に符合せ
るもの否な大差なきものと姑らく即了し以て本號以
下に於て右諮問事項に付余輩の所信を述ふるは又強
ち蛇足ならざるのみならず或は至幸にも當局者の一
顧に資することあらんかとも信するの餘り漸次登載
を賦みんと欲す讀者幸に其意を諒せられんことを望
む

れたるか如き事實あり況んや看守以上の官吏たる書
記看守長に對する本令の規程は時勢の變遷に伴ひ自
然廢止に屬したるものなりこの見解は法令自然の解
釋にして當局者又皆爾かく解釋せるが如し是れ少く
とも今日本問の諮問會に提出せられたる理由の一た
るべしとは余輩の想像する所にして、果して然りと
せば至極刻下の好問題として余輩は之を迎へんと欲
す、

監獄官にまれ警察官にまれ、將た他の凡ての官吏に
あれ其他進ては國の法を議し、行政團體の諸務を論
する、上は國會より下も、一町一村の自治に參與す
る法律上の議員に至る皆其員數に關する標準は何を
以て根據とすへきやと云ふに囚人の多少及び所管内
に屬する人口に其標準を採るの外、殆んど他に其詮
あらざるより(事務の繁閑は第二とせり)其率を算出
せるもの多きか如し殊に監獄官の如き、將た警察官
の如きは殆んど同一様の行務に屬するにして監獄
官警察官其人の能不能、賢不省を鑑視し及び事務の
舉否如何を識認せんには同一率の割合を以て同一の
事に従事せしむるより急あるものはなかるへし從て
定員令の必要生じ又其俸給の範圍に至る迄其筋規定

一書記看守長定員に關する件
明治十四年内務省達司獄官設置程度なる法令は今日
之れか存廢如何と云ふに今日に至る迄之を廢止する
どの法令は余輩未だ之を知らずと雖も凡そ法の改廢
は種々の手續ありて明かに明文を以て之を改正廢止
せらるへきものゝみにあらざるは勿論世の變遷に依
り又は同一又は類似の法令にして後日發布せられた
る結果に依り當然廢止に屬するものあり或は一部の
改正發布あるにも拘はらず其改正せられざる事項に
付ては依然其効力を存續せるもあり或は又時世の許
さるより自然廢止の姿に立ち到れるもの等決して
尠ななきあらざりしか如し、彼の司獄官設置程度の令達
の如きも或る一部は正しく明治二十三年勅令第二百
廿八號及全二十七年勅令第四號看守以下定員令の發
布に依て當然改正せられたるものなること寔に明
かなる事實なりと雖も書記看守長に關する部分の
如とき未だ明文を以て改正廢止せられざるものに就
ては今日殆んど其存廢如何を一概に判斷すべからざ
るものあり然れども余輩を以て之を見れば該設置程
度令は十數年前の内務省達に過ぎずして爾後其一部
の看守其他に關する定員令すら勅令を以て改正せら

のものあり各其職務に格勳競争せしむるの方針を擲
きに集治監看守の定員令を發布せられ、爾來府縣監
獄に迄本令を施行せらるゝこととなり、今日は既に監
獄官の内に就ても看守以下女監取締押丁等に至る迄
定員令を實施することとなれるは事實の證明する所
にして至極正鵠を得たるものなることは今更に辨す
るを要せざるなり然らざれば即ち何を以て冗員を淘
汰し成績の擧かるを期せんや、然るに看守の上官た
る監獄書記、看守長の定員に至つては昔日の設置程
度にして尙未だ明かに廢止せられざるにも不拘殆ん
ど實行の効力なきものとして採て標準とせず唯當局
者即ち府縣知事か配置したる定員及俸給額の内に就
き固守の久しき今日に至るあるは實に監獄の爲め惜
むべき事にして從て甲乙常に其軌を一にせず甲府は
割合に其の人に豊かなるにも拘はらず乙縣は常に不
足を訴へ監督官に要求すれば監督官又冷然たるか如
く各地區々なるは要するに書記看守長の定員を冊定
したるもの存せざるの罪にあらざるはなし又從來の
實檢上より見るも監獄は常に割合に俸給は削減せら
れ、人員は不足を訴へつゝあるは忽も府縣の經濟を
通覽するものゝ憂ふる所にして將に争ふへからざる

事實に屬す、右の如く看守以下に就て既に定員令あり夫れより以上に屬する書記看守長に此定員令なきは斯道の遺憾にして是れ本間の必要ある所以ならん、彼の巡查の如きも略其人口を定率とし定員を配置せらるゝとの事にしあれば之か上官たる警部の如きも又其の標準に依るべきものあると知るべきなり、斯くの如く既に書記看守長に就て定員令の必要ありとせば如何なる標準に依り此定員令を編製するの必要ありやと云ふに本年一月調の現在定員表に依り各府縣の間は甚だしき異同ありと雖も全國を通したる總体の定員の上より之を算出すれば書記は在監人百三十七人に付き一人の割合にして看守長は二百三十三人に付き一人の割合に當れり之を舊司獄官設置程度に對比するに書記は百五十人に一名看守長は二百名に一名となり居れり去れば舊令は先以て今後の定員令設定の標準として参看して可なるべきか、尙予輩の希望は一層戒護の實を挙げしむる爲め看守長の定員令は少くとも在監人百五十人に一名位の割合を以てし書記は百人に付一名は是非之を定置せられんことを我當局者に勸告せんと欲す讀者果して如何とせず尙終りに臨み看守長看守を以て戒護以外即

ち書記計算の事務に磨らしむる變例は斷して之を廢斥せざるべからざるなり聊か付言す」
 二 監獄醫を病院に囑托しある監獄醫務の成績如何及之を改むるの方法
 是は從來小監獄支署等に在りては往々在り來りし事實にして當局者夙に其不可を認むるものなりと雖も所謂經費等の制限するあり、斷行を敢てする能はざるは余輩の遺憾とする所にして今日迄は止むを得ずとするも今日以後少くとも一名以上の專任監獄醫を置くの道を開かれんこと只經費支辨の一途あるのみ他に聊の支障あらざるなり去れば當局者速かに果斷勇決ありて可なり而して實際の情況如何の如きは茲に其不便且不都合を列擧するの要を見ざるあり善し醫療上の事は姑らく措くも如斯して而して監獄衛生普及の事を謀るか如きは殆んど識者を待て後に知らざるなり

●既決囚の差入物許否に就て
 現行監獄則の明文に由れば既決囚に對する差入物は一切之を峻拒して許されざるは至極條理を得たることにして、予輩は一點の疑團なきを信す然るに説を爲すものあり已決囚にも差入を許しては如何と予輩

をして之を云はしめは實に謂はれなき事と云ふべし左に卑見を陳へんとす

予輩の平素信する所をして充分茲に之を言はしめは現行監獄則の刑事被告人に限り飲食物の差入を許すとの規定すら予輩は甚だ監獄の紀律に關係を及ぼすものなることを感得せり、一面には刑事被告人は未だ罪の確定したるものにあらずして云はく法律の忌避に觸れ犯罪の嫌疑あるのみに過ぎざれば無垢善良の民を以て遇すべきものなりとの主旨に出でし者に相違なかるへしと雖も苟も既に法律上の被嫌疑者として社會と其居を隔離し有司の取調を要する地位に置かれたるものは飲食の自由、動作の自由は當然之を禁遏すべきものなること素より法律當然の結果なるのみ、然るに今日の如くせば身分ある者ど身分なきものとの懸隔將た貧者の嫉惡は如何許りをや、身鐵窓の裡にありながら身に絹布を纏ひ口に山海の美味を味ふか如きは自然驕傲の情を抱かしめ又之を戒護する看守の如き押丁の如き幾分か之に斟酌を加ふか如き弊なきか此所杞憂なき能はず、況んや從來遺贈の惡事偶々行はるゝ者あるに於てをや、亦た正義より之を見るも假令刑事被告人と雖も既に監獄と云

ふ公廨の下に繋かるゝ以上は一切萬事衣食にまれ待遇にまれ均しく同一視し同一管束の下に取扱はざるべからざるは勿論にして其間に甲乙あるを許すべからざるなり、然れども現行監獄則に刑事被告人を目して純良無垢の者とし衣服にまれ飲食物にまれ自辨又は差入を許すは彼は經濟を顧慮し寛待に默過せるものと賭て敢て過言にあらざるを信す、然るも一步を進めて既に囚人とせらるゝか右等の自由を許すべからざるは只た痛苦を感せしむるの意に出でたるにあらず寧ろ行刑其ものゝ掣實を期する上に於いて實に止むを得ざるの條理と云ふも聊か諛言にあらざるを予輩は確信して敢て或は疑はざるあり假りに一步を譲り囚人に尙は飲食物の差入を許さんか刑罰をして刑罰たる所以を減殺するの念を生せしむるに至り行刑上の紀律何を以て之を保持するを得んや是れ予輩か本識を擯くる所以の理由ありとす讀者以て如何とす

●正坐の美風に就て

予輩が所見に由れば在監人をして監房及工場等に於て正坐を守らしむるは紀律保持上唯一の方便として、一は我國古昔以來の禮義を正ふし、且彼等に端坐

の習慣を養成し傍々不品行、不行跡の跡を絶たしめんとするにあることは我國の好慣例として認むるにも拘はらず監獄内の正坐は單に囚人に痛苦を感じしむるの具として須むらるゝものと想像する論者なきに非らず是れ予輩の最も遺憾を感じる所なれば聊か左に辨せん

凡そ坐作、舉動の端嚴にして秩序正しきは我國古來の美風として寔に吾人の間に養美せらるゝ所にして少くとも國風の長所として見るべきものなるを信せり

夫れ寔に美風のみならず君臣の禮、父子の親、夫婦の別長幼の序あるより男女風義の紊亂せざるもの皆是れ坐作の謹嚴端坐の良習慣に胚胎せざるものは殆ど之れあらざるなり然るに如斯端坐は美風良慣なるにも拘はらず、平素禮義に嫻はざる惡漢無賴の徒に對しては多少苦痛を感じべきこと勿論なりと雖も是等は畢竟端坐其もの、罪にあらすして平素の笑居、安坐の惡習を養成したる罪にあらざるはなし況んや彼等が監房内に於て將た工場に於て正坐を守らしめざるべからざるは獨り禮義の然らしむる所なるのみならず諸般の弊害をして生ぜしめざらんことを期し

●典獄の官等及俸給に就て

我國監獄の長官たる典獄の俸給及官等の歐米文明國に比し常に低下なるは世人の熟知する所にして從來之れか増俸を説くもの二三の識者に止まらざるなり、最も彼我の間に於て社會上の關係、及び一般官吏の俸給に差異ある度合等より觀察すれば一概に論定すべからざるものありと雖も、現に我國に在りても他どの比較上、官等低く俸給厚からざるの遺憾尠なきにあらず、現に全しく地方高等官の内に就ても警部長、收税長と均しく一官銜の長官として將た職責に於ても双方の間に軒輊なきにも拘はらず獨り官等、俸給のみ何故に爾かく懸隔あるや予輩は平素之れか了解に苦むものなり、斯く云はく説者或は府縣典獄の位他尙は判任官たりし既往七八年前の時代を引援し之れか説明の材料となさんかなれども是等は素より採るに足らざるのみならず寧ろ是等の論者は監獄事業の何ものたるを了得せざるものとして予輩は深く之を論破せざるべし

現行の官等及び俸給に依れば各府縣典獄は集治監及び指定地を除くの外概して高等官六等以下にして俸給年額六百圓に過ぎず之を彼の警部長、收税長に比

併せて良風俗に慣れしめんとの意に出でたるか如し、去れども如何なる場合如何なる作業に従事せしむと雖も之を破るべからざるかと云ふに決して去る精神にならざるべし作業の性質苟も衛生を害し端坐に堪へざる者あらは宜しく該作業に應じたる動作は之を許可して可なり何ぞ端坐を執拗するの愚を學ぶに足らんや、然るに此頃説を爲すものあり監獄内の正坐は痛苦を感じしむるの方法として勵行するかの如く想像を懐くものなきにあらざるか如し、然れども是等は採用すべからざるの愚論にして或は小學校等に行はるゝ立禮等の例を引き云々すと雖も監獄は素より小學校と同視すべきものにあらざるは勿論、斯る説をして他日勢力を得せしむるあらんか、諸弊隨て生し監獄の紀律は得て保持すべからざるに至は實に火を賭るより明なる事實にして予輩は彼の甚たしく衛生を害する目的の作業を除くの外は正坐は嚴然之を保持せしめざるべからざる者なることを信じて疑はざるなり

するに實に低下の地位にあるものにして俸給の如き殆んど其半額に過ぎざるなり然り之を集治監及指定地典獄の俸給に對照せんに僅に北海道集治監東京三池の兩集治監を除くの外は其前兩者に及ざること實に甚しきものあり、去れば退て之を地方高等官俸給に比較せば普通郡長と同班にして指定地の典獄にして僅に指定地郡長と匹敵し得べきのみ、尙之を詳く言へば各縣典獄の官等及俸給は在りと在らゆる高等官中最下班にあるものにして實に最低の俸給額に過ぎざるものと云ふに予輩は斷言を憚らざるなり。然り而して其職務上の責任より論ずるに實に重大なる責任を有するものにして其形而下のみに屬するものを擧ぐれば無量二三千名内外にも垂んとする兇惡癡狂にして前日まで社會を荼毒し良民を殘害せし無賴の徒を一監舎の下に格禁し不眠不休能く其僚屬を統率し拘禁の目的に反せざる範圍に於て彼徒輩の身体自由を制限するを主とし形而上に在つては作業にまれ、教誨にまれ、教育にまれ彼等を刺衝し良心を發揮せしめ改悛の結果を奏せしむる等は、典獄職務の主要にして其枝葉に屬するものに至つては茲に喋々するを待たずと雖も執務上に寸隙の餘地を與ふ

るとなく、實に格勳精勵の士にあらざるよりは、奚ぞ能く其任に堪へんや、故に予輩は云はんぞ欲す、典獄本然の職務は彼の警部長收税長等に比し寧ろ煩且難なるも之に譲るなきを信す、況んや今日以後監獄の天地は改善事業の道程中に在りて學識に經驗に豊富なる有爲の典獄其人を要するの時機なるに於てをや、然るを今日之を賦止せんか苟も有爲の壯年博識家にして偶々典獄の任に就くありと雖も其官等及俸給の低廉なるより勢ひ監獄の天地に於て驥足を伸ぶるの餘地なきより昨の典獄も今日轉して郡長となり又は他官に轉するもの多きか如し、然れども是れ今日此濟々たる有爲の士をして久しく監獄社會に跼蹐せしめんを情に於て忍ふべからざる者あり假令斯道に献身の熱心家ありて年俸六百圓の典獄を指定地を經由し集治監典獄の位地を占むるの途(任官資格)昨今漸く開かれたりとするも集治監は實に數ヶ所に過ぎずして容易の業にあらざるは勿論又良し此最高等典獄即ち集治監に典獄となるも位地の高き丈け夫れ丈け安全ならずして却て甚た前途失望の位地に陥るるか如き觀想あるは今日吾人の認むる所にして斯道の爲め最も惜むべき事なりと信す

●看守教習の方法に就て

要之に現時各典獄の俸給及官等に他どの比較上及び此繁雜なる劇務に酬る丈け厚からざるが勢ひ有爲の人物は得易らず偶々之あるも忽ち去り他に轉するの實況をれば典獄の職務俸を高め警部長、收税長等と同一の待遇に改められんと予輩が刻下の希望也、志願也當局有司幸に三省せられんことを聊か本稿を草す

看守教習所規則は已に一定の訓令あるに拘はらず近來追々教習方を省略し或は又種々の名を附して教習期限を短縮し且つ教習所長及教官は表然有力の監獄書記又は看守長を以て之に充て職員録の肩書に依て見るときは組織立派なれども倍其實際に就き即ち教習所の現場に就き一見するときは肩書の役員教官各々本務多忙なりとて多分不在勝にて代ゆるに看守部長又は先輩の看守か教官を代理し居る向きもありと聞く何れの監獄に於ても吏員少數にして常務繁多なるは今日の狀況にして止むを得ざる事情なりと雖も去り速教習の事極めて樞要に屬し決して忽諾に附すべき事柄にあらざる若し教官事故あらば典獄自ら教訓の任に當り養成せられたし、看守を教習するか如きことは教習規則に云ふ所の實務先導と云ふに止め初

め採用の際充分學識を試験したる上は其上教習の事は極て單純にて可なり強て濫與を薰陶するは迂なりとして無駄に二ヶ月間義式的に空過せしむるか如きは甚た斯道の爲め然るべからざることなり抑も上司の下班を見る最も緻密を加へ行務上所謂個人的待遇の趣旨を貫かんとならば宜しく先づ看守其人の性質實力を看破し而て適當の配置を以て彼れ囚徒等に當らしめよ必ず大に効果あること疑ひなし然り而して看守の人と爲りを看破するには教習期間内に於てするを最も便利なりとす

監獄教誨

○容貌教誨

(容貌即ち容儀にして僧侶儒者等各自天然の容儀を云ふ敢て錦繡綾羅の美服を着し或は強て例外の異服を着し天然の容儀を亂すに非す只だ形而下の風儀品格を以て形而上の感化を爲すを云)

愛知縣監獄教誨師 山田大應

辯に懸河の巧言あり説に驚人の卓論ありて妙に事理を辨じ巧に舌頭を弄し聽者をして嘩々然として驢虞

せしむるは教誨師の本領にして其の本分を盡し職責を全ふすと云ふべき歟余淺學卑賤にして其の然るや否やを知らず聿を以て明治廿九年某月某夜夢に某所に巡遊し親しく實況を視察し漸く其の所以を了悟し爾來實地に熟考思料するに其の効處からず故を以て秃筆を弄して大方の先輩に規す

古言に云く物に本末あり業に終始ありと夫れ然り矣教誨師にして懸河の辯なかる可らず驚人の説なかる可らず然れども之れあるを以て足りと爲す可らず何んとなれば懸河の辯驚人の説なるものは見來れば唯だ一末の細技にして教誨師の本分を全ふし職責を盡すの最大要素たるにあらざるに二三の人を視るに單に輕躁無實の空論を吐き拙劣卑賤の舌頭を弄し頑然として顧慮一番するの念なく我は天下の教誨師なり我は智徳兼備の教師なりと誇稱す

夫れ教誨師は言語の責あるを知らば容貌の責ある事を知らざる可らず然るに言語の責あるを知るも容貌の責あることを知ざるあり工場を巡視し監房を巡回するも恬として自己の容儀を省みず傲慢の容貌なければ卑屈の舉動あり輕躁の容止なければ不遜の進退ありて温厚着實にして威あつて怖る可く儀あつて則る

可き容貌なく一見人をして厭忌の情を起さしめ一望人をして敬慕の念を感起せしめざるは言語の教誨あるを知つて容貌の教誨を忘るゝを以てなり之れ本を忘れて末のみを追が故なり孟子に所謂君子の過ぐる所は化すとの之れ即ち容貌教誨の本旨にして教誨師にして暫くも欠く可らざる一大要素なり温厚着實にして罪囚感化を自己の天職と確信し献身働職を自己の本分と認する天真爛漫たる智徳兼備の活働教誨師一回足を工場に移し監房に運べば虚飾偽善の在囚も容貌を改め情心を翻し虚偽を正し邪心を脱して飯善の正路に向ひ復性の大道に進み自から俗氣を洗除して清涼の境域に入るの念を生せしむるは乃ち容貌教誨にして恰も舜の歷山に耕すや田者みな其の畔を譲り河濱に陶するや器苦窳せざるが如く絶望海裡に沈淪する幾千の虚偽者をして救済多望の正情を惹起せしむるは即ち容貌教誨なり人あり云はん今日の如く薄給冷遇にして熱誠なる智徳兼備の恰好人物を得んと欲するは木に縁て魚を求るが如く終に得べからずと噫何んの言ぞや師は言を知らざる者と云はん何んとなれば教誨師は品格高尚なる世外の道人にして所謂天爵を以て世に立つても

さる洵に遺憾なる次第なり

回顧すれば一昨年臘月監獄協會に於ては(監獄の教誨をして有効ならしむるの方法)と題して懸賞の奨励策を齎らし汎く斯道の識者に金玉の卓説を募集せられたりしが當時案外にも百三十有餘通の多數に登り就中出藍の名説として東京の福澤君大阪の洋々散士三池集治監の江村君と都合三氏は此名譽ある盛擧の陞撰者として我斯道界に赫々たる聲譽を博したりしが惜哉其百三十有餘通の中に第一等の撰に入りしものなく何れも皆二等以下にして且つ以下と雖とも其論鋒の多少異色あきにあらざるも其大体の旨意に至りては或は軒輊なきが如くに見受けられたり余輩又其肯綮を涉獵するの明に乏しく如何んぞ諸君の卓説に對して一點の批難を試むる能はずと雖とも盡く右三氏の説に服従するや否やの點に至りては余輩未だ容易に首肯する能はざるものあり茲に監獄の前途に就き教誨に於ける一二無價値の文字を臚列し以て貴重なる餘白を借り鴻湖の尊眼を穢さんとす請ふ之れを諒せられんことを夫れ教誨は多數の囚徒に於ける精神上の樞府にして小は個人の一囚徒より大は監獄全體の囚徒に對する

のなれば政府も既に見るあつて判任待遇の局面を廢し不羈獨立の高尙尊大なる地位に立たしむるを何ぞ自から卑位に墮落するの甚きや我今語らん夫れ教誨師は誠實熱心と愛情濃厚とに充滿せる天然の爛熳たる美德を有し無言の言と無爲の化と(容貌)を以て幾千の囚徒をして人間固有の本性に復返せしむるは無上の妙技と無上の尊位に位するの人ならずや然れば何ぞ薄給冷遇を問はん退子云く我は我が任を盡すのみ何ぞ彼の任を問はんと嗚呼吾人は唯だ吾人が盡すべき責任と務むべき本分とを盡すのみ何の暇あつて他事に關せん乞師活眼を開ひて自己の脚下を照顧點笑して去る余一日の閑を得て蕪言を綴り大方有爲の師に規す請有爲の師指疵に吝なる勿れ(未完)

●監獄教誨に就て

盛岡 植木 一 桐

我監獄教誨の治獄上要務なることは今更余輩の喋々を勿たすして明かなりと雖とも其實行上著しき効果を覩るの點に至りては又至難中の至難なることは我當局者の最苦楚する處にして未だ完全なる有効の方法を世に明示するの羅針盤たるべき當器に接する能は精神動力素養の存在する處にして其職や所謂典獄の支配下に屬すと雖とも優美卓越神聖なる天職を司とる重大なる責任を負擔せる樞要の職任にして其教誨師たるものも品位は勿論慈仁學識經驗勇氣度最任俠清廉潔白の素養を兼備し果斷爛脾自ら博愛を以て任するの良師たらすんば争てか全國八万の魔軍を退治し以て莽猛點詐の術に豊富なる不逞の儕輩を感化遷善して良民に復歸せしめ以て善因善果の大道を悟りし終生良民界に沒了せしめんとは實に師たるものも徳識に浴せずんば誰れか優容引導して十善界に止住せしむるを得んや蓋し教誨師たるものも品位資格は教誨たる指針的道徳心涵養の元素にして治獄上一日も欠くべからざる機關なり故に教誨師能く其器に該當し無量の徳望と無限の學識經驗を以て多衆の罪囚を感化誘導し無用害人國家の蠹毒をして有用利國體讓純朴の良民と爲さんと嗚呼教誨師たるものも能力無限ならべからざるなるなり教誨と囚情は最も緻密の關係を有す今日現行の囚人教誨は目下監獄多衆の囚情と其所説教誨の必らず相匹適命申して能く感化奏効の實跡を揚げつゝあるや否やの點に至りては其の總囚と分類個人特別を論せ

監獄教誨の目的を達する處の因情を能く看破洞察し彼れ痼疾頑強悍猛點詐惡發動の思慮の氣敏なる或は鈍愚蠢たる馬耳東風の凡百なる囚人をして一舉一動一作其行爲の上に其言語の内に能く心程を洞見し其藥を注射しつゝ一角を矯めんと欲して却て一牛を損するの譏りを免れつゝ彼岸の航海に試みんとするもの若干人かある若し夫教誨師にして多衆の因情を看破透見するの明なくんば争でか感化歸善の目的を達し得べけん蓋し教誨の因情に於ける猶は醫師の診察に於けるが如く如何なる名醫靈藥と雖ども一朝診察病因を誤ららんか其効能なきのみならず其藥變して毒藥となるの反應待たずして到るべきかり嗚呼恐る教誨に於ける因情投薬に於ける見病況や曖昧なる施術不明なる説教の如きは却て迷妄夢想の種子を蒔き彼の凡俗なる説教師が調子違の破聲を以て或は愛國の思想に寥々たる帝國國牀に相伴わざる異種異教の徒を繁殖して暗々叢裡に異様の觀念を無數の罪囚に抱かしむるが如きは抱腹亦絶倒と云はざるべからず然り而して教誨師の先づ教誨を施さざんとするに方たり土地の情況即ち都府遊離開半開未開の區別人情年齢個人の關係親族の繋累犯行及び罪

質刑期の長短身躰の強弱精神の鋭鈍等は逐一遺漏なく實證を明學し而して後に其方法を講じ所謂學識經驗を利用して森嚴なる規箴の裏に洋々たる春風の如き慈悲博愛の甘露を加味し出獄刑期を再生蘇出の最後として芽出度健兒を誕生せしむるの所期する處なくして濫りに教誨の必要を呼唱し口に千百の佛陀仰ぐと雖ども些の益する處あるなし教誨師たるものは唯だ其能力に依りて能く因情を觀察洞明して感化改悛せしむるの域に到達するに至らば彼の宗教道義擇一の如きわ之れを方法の一助として應用し其必要即ち彼れ等囚徒の自然の信仰に由りて其活用手段を採るのみ蓋し何れの府縣を問はず何れの都鄙を別たす概して我日本に於ける處の監獄教誨の全体をして平等なる觀察を下たすに今日以前の教誨にして未だ顯著なる奏効を見ざるは教誨師たるもの、待遇其宜ろしきを得ざると且つ報酬の厚薄等も一因なりと雖ども又教誨師其人を得ざると監獄思想の不充分なる則ち熱心は熱心なりと雖ども大体塵世の觀察力に不明にして且つ因情の透見に不能なるもの多きに原因せしものなるを疑はざるなり進んで來たるものを説くは易く嫌忌するものをして透導理會せしめんとす

るは爲し難し釋迦无尼も曰へり縁なき衆生は度し難しと况や監獄教誨の如きは無縁の無頼漢を集合して矯正感化の道を講じ眼前に之れを遷善せしめんとするに於てをや故に其方法を案出するに汲々として未だ其肯綮を得て奇機に投合して目的を達せんとするもの甚だ尠少あるが如し平たく之れを言へば教誨師たるの資格に欠ぐる處あるに歸因せずんばあらざるなり故に從來の教誨は必竟儀式的教誨に過ぎずして又教誨師自からも自奮的自任的教誨師にあらずして職務的教誨師あることを自から思ひ人も許るし未だ教誨師たるの本領を以て永遠に修身に完全無缺の方法と確乎不拔の目的を以て強情悍惡無縁にして尤も懼るべき無頼漢の餓鬼道に墮落しつゝあるものを擊留反省歸善せしむるに至らざりしならんか而して現今の教誨は如何といふに稍々方法と目的を緻密に攻究しつゝあるが如しと雖ども往々斯道の雜誌等に散見する處に由れば教誨師としての相當なる手當を給せざると又は一定の教誨師を雇聘せざるが如きは未だ斯道界に於ける精神上の治獄界なることを解せざるの甚せしきものにして一定の教誨師を置かざれば之れを専門の職務として有益の方法を講じ況んや

因情を穿鑿し奇機一髮の間に投合して其利用を試みんとするに於てをや又教誨師手當の薄きが如きも良教誨師を求むるの手段にあらずして多くは本願寺の地方布教使所謂各地方の眞宗教社を受禱つ處の僧侶若くは監獄署所在地の一地方の各宗僧侶をして一時の説教(教誨と云ふよりは一座の説教的法話)を施すに過ぎざるものにして矯正感化とか悔過遷善とか歸道求生とか云ふ文字は些か含蓄せざるのみならず却て彼等當面輪心誦詐僞善の術に富める囚徒等の弄具と爲らずんば幸甚なり故に今日の教誨と言へども獄事改良の伴侶として或は進歩の度合比較上多少高き處の地方有り且雖ども未だ以て模範と爲し精神上の改良を促すに足るもの實に寥々たるは現時の有様にして未だ日本全國監獄の精神界にあらずして規則界なることは疑ふべからざるの現象にして感化は從にして肉體上の懲戒は主となり道德心の涵養は至りて薄弱にして區々たる規則に拘泥し彼等囚徒の腦裡に侵入して感化矯正の時機に到達せざるは必竟自他教誨の本領を支持するの腦力に乏しき教誨師恰當せる其仁を得ざる所以なり故に今日の教誨は比較的總体獄事の進歩と稍々退

歩の地位に逡巡せる者の如し時機未だ遅からず百尺竿頭一步を進めて威化教誨を以て主となし彼の世運と相伴はざる時節遅れの乾燥無味なる形体上の懲戒主義よりは寧ろ精神上の威化懲戒に一層の腦漿を澆ぎ形体を檢束し動作の畫一を期するか如きは自ら規律の府を以て任する戒護官吏の有るあり精神に形体に兩々花月の光景なくして可ならんや月ありて花なく花ありて月なきか如きは獄事改良の手段として未だ規正の本領を得たるものと云ふべからざるなり嗟乎前途遑遑なる哉

監獄衛生

曩きに典獄諮問會開會の當時内務省衛生局より付議せらたる監獄内傳染病豫防心得に關する全文は左の如し、予輩語を寄す衛生百般の事は目下上下の銳意研究する所にして監獄衛生の如きも忽諸に付すべからざるは勿論就中傳染病發生時に當つては最も潛心注意あるを要す當局者たるもの幸に本書に就て孜々講究する所あれ敢て希望を述ふ

記者識す

- は其時々差入れ醫師に於て其糞尿を檢査すへし
- 十一監獄内に傳染病患者を發したるとき又は監獄所在地に於て傳染病流行の勢熾なるときは飲料水鹽嗽水は煮沸したるものと與へ生水を用ることを嚴禁すること
- 飲料水は仮合煮沸したるものと雖も適當の制限を定めて給與すること但工業の勞力又は習慣等に依り特に分量及度數を増さんとするときは醫師の意見を聞くへし
- 十二前項の場合に於ては飲食器具は熱湯或は冷却湯を以て洗滌すること
- 十三吏員の内豫防消毒に通するものを選択し時宜により之を練習せしめたる上該事務に従はしむること
- 十四傳染病に罹るものあるときは監獄所屬の避病舎に入れ其疑似症に罹るものは他の在監人と隔離すること
- 十五監房内より傳染病患者發生のときは其監房の在監者は入浴の上清潔なる衣服を貸與し之を他の監房に移し一週日以上他の者と隔離すること但隣房の在留者も入浴の上清潔なる衣服を貸與すること

監獄内傳染病豫防心得

- 一毎日必ず一名以上の監獄醫をして晝夜署内に宿直せしむること
- 二監獄醫は毎日一回以上適宜の方法を以て各在監人に就き身体の異同を檢診すること
- 三寢具は毎三日一回以上終日日光に曝し又は一週乃至二週毎に熱氣消毒を行ふへし
- 四被服は少くも一週日毎に洗濯し又は熱氣消毒を行ふこと
- 五飲食物は漬物、燒鹽、燒味噌類を除くの外煮沸したるものを給與すること
- 六飲料水の蓄器は日々汲干し清潔に掃除すること
- 七便器及汚穢物洗滌水は直に生石灰又は石灰乳を以て消毒すること
- 八糞便の汲取を頻繁にし毎日一回以上糞池及其周圍に石灰乳若くは生石灰を撒布すること
- 九下水溝、下水溜、塵芥溜等は時々掃除し其跡へ石灰乳又は生石灰を撒布すること
- 十虎列刺病赤痢病等の流行時には下痢患者に注意し万一同患者ありたるときは隔離室を設け一切隔離すること但患者の便器は各自に之を備ふるか若く

- 十六工場に於て傳染病患者發生したるときは其附近は五日間使用を中止し嚴重なる消毒掃除を爲すこと
- 十七前項の場合に於て患者に觸接若くは近接したる者は直に入浴の上清潔なる衣服を貸與し一週日以上他の者と隔離せしめ其他の全工場は直に入浴せしめ且つ着衣に十分の消毒を施したる上適宜の處分を爲すこと
- 十八傳染病患者其他隔離せしむべき者の被服臥具及患者に觸接若くは近接したる者の被服は總て熱氣消毒をなすこと
- 十九患者發生の監房並に其隣房及工場其他に於て發生したる患者の監房は石炭酸水又は昇汞水を以て拭淨し發生の監房は一週日以上使用を停止し其間隔戸を開放して空氣を通すること
- 二十患者或は病毒に接近するものは一定の被服を着用せしめ其事務を終へたるときは身躰及被服に消毒を行ふこと
- 二十一患者を乗せたる昇臺其他患者に接近したる器物も明治二十三年訓令第六六八號傳染病豫防心得書に據り消毒を行ふこと

二十二 避病舎詰看守及看病者は身躰最も強壯なるものを以て専任し且つ擔當以外の場所へ可成出入を避けしむること

二十三 差入買入の食物は確實なる受負人を定め料品及調理方法を指定し監獄署に於て嚴重監督をなすこと

二十四 衣類其他の差入物は明治二十三年訓令第六六八號傳染病豫防心得書に依り適宜の消毒法を行ふこと

二十五 監外より輸入する工業素品其他の物品は適宜の消毒を行ふこと

二十六 監外より監内に入る者は總て門衛所に於て相當の検査をなすこと

二十七 吏員以下の家族同居人又は其隣接の家に於て傳染病患者ありたるものあるときは五日以上出勤を差止むること

二十八 受付其他に於て外人と頻繁接近するものは時々消毒を行ふこと

二十九 近隣に傳染病患者ありし邸宅及傳染病患者の多數ある土地へは外役せしめざること

三十 新に入監するものは監獄醫をして診察せしめ健康

康者の男子に在ては髪を毎薙し女子に在ては湯及石鹸を以て之を洗はしめ且つ直に入浴せしめ清潔なる衣服を貸與し一週日以上在來者と同室せしめざること

但刑事被告人にして斷髪を承諾せざるものあるときは女子の例に依り之を洗はしむること

三十一 刑事被告人及携帶乳兒の衣服は直に熱瀉消毒を行ひたる後之を返付使用せしむること

三十二 入監者の携有物品は可成速に熱瀉消毒を行ひたる後領置すること

但物品により熱瀉消毒を行ふへからざるものは明治廿三年訓令第六六八號傳染病豫防心得書に據り適宜の消毒法を行ふべし

三十三 滿期其他により出獄するものは出監の際監獄醫をして診察せしめ傳染病者は總て其地の警察官署に引渡すこと

三十四 避病舎の説備及其管理方は市町村に設置すべき避病院に準ずること

監獄彙報

●某大官の言

(自由)

一 典獄たるべき人物を精査し可成老練の司獄官を用ゆべし其資格は第一公平無私にして親切なるもの第二理論よりは實務に慣れ居る者第三年齢五十歳以上にして多く獄務に経験ある者

一 典獄の地位を高め且つ終身官と爲さしむべし

一 典獄は囚人と共に寢食するの覺悟なかるべからず

一 典獄は威嚴を後にし先つ德行を以て囚人を感化するの實を擧ぐべし

●典獄を終身官と爲す議

(東京新聞)

板垣内務大臣の熱心監獄の事に傾意せらるるは昨今官民共に了知する處なるが夫等の結果にや行くくは現今の典獄の地位を高め尙司法官同様典獄を終身官と爲す答より聞けり

●監獄局を置くの議

(輸入日報)

板垣新内相が權利問題を重んずると同時に獄制の寬嚴に注意するもは誰も知るところで今同開會する典獄會議にも頗る重きを置き緊要なる諸問題に付ては時々局長課長をして諮問する所ありしが聞くところによれば警保局の一部に屬し居る監獄課を一層擴張して局となし中央に於ける監獄行政の監督をして力あらしめんとの議今回の典獄會議に起り新内相には最も之に賛成の意を表したりとのことなれば或は明年度同省の新事業費として概算中に編入するやも知れずなり

●地方官會議諮問の事項

(日本)

警保局より出づる事項の重なるものは

一 巡查看守俸給増額の件

一 警官練習所再設の件

等にて事宜に依りては巡查救助金の件も提出する見込なりと

●警部及司獄官練習所併用法

(東京新聞)

警部及司獄官練習所併用法は山縣侯爵の内務大臣たるの際清浦奎吉氏を警保局長とし小原重蔵氏を監獄局長として専心我國警察制度及監獄制度の刷新改良を謀り明治十七年乃至廿六年に至る迄警官練習所及司獄官練習所を設け特に獨逸より教官を聘して各府縣警察官吏及司獄官吏教育を爲さしめ其結果として終に今日各府縣に巡查教育所を常設せしむるに至りし廿六年以來内務省所轄の四練習所は廢止せられ居る處板垣新内相は他日内地雜居後の警察制度及監獄制度上に付深く慮る處ありて再び警察官及司獄官練習所設立の必要を感じ今回の地方官會議と同様の諮問案を提出せしめられし由なるが同諮問案に據れば修學生を二種に區別し一は各府縣より毎年現に奉職の警部二名及看守長一名宛を試験の上練習所に修學せしめ警部の修學期を滿一ケ年と爲し看守長の修學期を六ケ月と爲し各修學中は一人に付一ケ月六圓の手當を支給せしめ一は一般の志願者より試験の上練習所に修學せしめ卒業の後直に警部及び看守長に採用せしむる答なりと言へば彌々右練習所新設の議確定せられに關する經費は次期の議會に提出せらるるに至るべしとの事なり

●獄制問題の一

(日本)

○新内務省監獄制度 内務大臣として權利問題を呼ばるるからは獨り那部諮案に於けるのみならず獄制問題に就ても最も考察する所なり

かるべからず兎にも角にも板垣新内務は權利問題を暖簾さなすが故にや監獄制改良には留意するものか如くに聞ゆ即ち入閣の翌々日を以て獄舎を巡視せしが如き一昨日の私立監獄協會の總會に病を力めて出席したるが如き自由黨員をして條約改正と獄制の關係を調査せしめつゝあるが如き是なり又大同大臣は典獄及び民間獄制研究者に向つて頃來譯々説て曰く余は獄制改良に就ては遂で諸君と共に研究せんと欲する所なりと雖も耻らくは余は未だ如何の方法を以て之を改良せば治獄の要を得べきやを詳にする能はざるものあり幸に各位の所見に徴し以て斯制の改良を期せんぞ欲す然れども諸君も願くは内務大臣が各位の所見を徴すとの感念を去り板垣と云ふ獄制改正論者の一語が誰ぞ教を乞ふさし從來さは違ひ遠慮なく申議あらんことを希望す云々又以て新大臣の意向を伺ふに足るべし此點に於て新大臣は最も優長を見る

○統一問題に就ての議 均しく重罪なり均しく輕罪なり而かも其の刑を執行するに當りてや各監獄寬嚴其の度を異にするもの多し於是乎平獄制統一の議は暗し今向の典獄會議が是の問題を以て緊要問題となしたるが如き蓋し之が爲めなり均しく憲法上の臣民權を有し刑法上の規條を犯したるものにして利害寬嚴を異にするが如きは假ひ刑餘人に關する事とは云へ臣民たる權利の上より見れば捨て置き難き問題なり問題と臣民權利の關係斯の如くなるにも拘らず統一の實なきは種々關係する者あるべしと雖もモメテ中央監獄行政監督事業を以て警保局の附從課たらしめず別に監獄局なる者を新設し以て各其所屬員をして各監獄を無通知巡視せしむる事彼の文部省の視學官の如くせば幾分其弊を除去するを得んとの議司獄者間に有力なりと云ふ因に記す其嚴なるは東北地方にして寬なるは九州地方なりと

撤せるものは十二圓、滿十二年以上勤續せるものは十五圓以上を支給するを得るもの現時の規定なれども其職分に對しては頗る薄給なるを以て内務に於ては今の俸給令を改正して十二圓より八圓まで一圓宛の差等を置きて五級となし年功昇級も其勤續年限を五年に短縮して五年以上奉職し職務勉勵品行方正なる者には特に十二圓以上十五圓までを増給するを得るとに改定せんとの議あり前號の本紙に記せし如く今回地方官會議に諮問せられたる看守巡査増給の件といふは即ち是なり本件に關して一昨日の會議に出でたる地方官多數の意見は巡査看守の増給固より可なれども警部は十二圓の者も又た之より更に低給の屬官と雖も其給額中より被服を自辨せざるべからざるに巡査看守は被服を官費に仰げば是等にのみ増給するは低給警部及屬官との權衡を得ず又地方税の經濟上に於ては此増給は實行頗る困難に付之を斷行せんには其俸給を固庫支辨せられたしと云にありしと云ふ又一昨日より昨日に亘りて地方官會議に議議となりし警官司獄官練習所設置の件は内地雜居以往の警察及監獄制度改良に資せんがため練習所を設けて一は現に奉職中の警部二名看守長一名宛を毎年各府縣より選拔して警部は一箇年看守長は六箇月修學せしめ右修學中は一人に付毎月六圓を給し又は一般志願者を試験して練習所に入学せしめ卒業の後は警部看守長に採用するの案なる由

●練習所設置案の排斥

(東京朝日新聞)

今度の地方官會議は珍しくも花やかなる議論あり内閣列席の爲め出席の暇なしとて地方官の論議を避けんと試みたる板垣内相も遂に議長席へ引出さるゝ事となりしが待に待たる若手達は大臣の面前にて新内相の提出に係る警察官司獄官練習所設置案を物の見事に排斥し了り其大意に曰く各府縣より毎期二名の警部を上京せしめ毎月一

●巡査俸給増加の議 (東京新聞)
我邦の巡査は其の俸給の低廉なるにも拘らず善く其の威嚴を保ちて風雨を犯し寒暑に堪へ職責を悉くすに至りて歐米兩洲の文明國も復た倫比を見ずとて夙に外國人の歐美する所ありと聞きしが昨今物價の騰貴は多少養廉の程度にも影響すべく且つは内地雜居も程遠からぬことゝて巡査の待遇を厚して其の地位を高むるは亦内外官民の爲めに捨て置くべからざるの場合なるを以て其筋にて不日巡査俸給増加の案を地方官會議に諮問せらるゝに内定せりと云ふ

●巡査看守俸給増給の程度 (全)

現今の規程に據れば警察官吏、司獄官吏の俸給中に於て巡査(巡査部長を除く)及び看守の俸給は八圓以上十圓以下の三級法に區別しりて特別の場合即ち滿九ヶ年以上奉職し猶ほ勤續せるものは俸給十二圓を滿十二年以上勤續せるものは十五圓の俸給を支給することを得と定めあれども此外に別段増給することを得ずして一定の俸給は十圓に止めあるは他の雇員たるものゝ俸給に比較し見るも甚だ薄給なり内務省に於ては遠からず今の俸給令を改正し五級法に區別して一級十二圓二級十一圓三級十圓四級九圓五級八圓と爲し五ヶ年以上勤續奉職し職務勉勵品行方正なるものに對しては地方長官の見込を以て特に金十二圓以上十五圓までの増給を爲す事を得と爲さんとの内議ありと聞けり

●警官及看守の優遇と練習 (東京日々新聞)

各師團鎮守府所在地等には委任 武官の數多く之に對して警察署長の位置餘りに低くして其權衡を得ざるは處務上差支少からずとて俸給は兎も角も官等は委任に進めんとの内議既に熟す次に巡査の俸給は看守と共に八圓九圓十圓の三級に分ち既に滿九ヶ年以上奉職し勤續人六圓宛の手當を給し練習所へ入れ警察事務を練習せしめんとの諮問なるが練習所設置の事は甚だ可なり唯如何せん今日の事情は決して是等の事を容さず各地方共節減に節減を加へたる結果は今日に於てす既に警部に不足を告ぐる勢あり此際二名の警部を練習所に入るとことあらば警察署の數を減ずるか或は監査部長以下をして署長代理をなせしめざるべからず而して各地方に於る警察事務の現況如何と顧みれば日に月に繁劇を加へ警部の如き到底多少の増員を要する趨勢あるを以て二名の警部を練習所へ入るとは如何に遺憾するも行はるべからざる所なり殊に練習所へ入れんとする者は學識あり精神あり將來有望の者を選拔せざるべからず然るに此將來有望の者は現在にても頗る必要あり之を都下に滞在せしむること能はず又此等有望の者に向都下滞在中月六圓の手當を給せんなど云はよ不平を起すこと必せり縱し不平を起さずとも六圓位の手當を以て都下に滞在せんこと到底出來得べきものにあらず苟も當局大臣たる者が此の如き事を企つるには充分なる經費も備へ充分なる實地の調査をもなしたる上に於てすべし蓋し大臣は未だ各地方警察の現況に通せざるならん云々此に至て議長席なる大臣は苦笑するのみ

●臺灣監獄制度の開始 (萬朝報)

臺灣の監獄署は臺中、臺南、臺北及び澎湖の四ヶ所に設けられ支署は各縣支廳所在地に置かるゝ筈にて其の看守長、看守は明日發程渡臺の上夫夫配置せらるべく又從來は獄制のなかりし爲め囚徒の如きは軍政の下に拘留同然の待遇を受け居たるが今日以後は法律上の待遇を受け得べし而して獄舎の如きも稍や休を具へたるは臺北の一舎のみ其の他は新築せらるゝ筈にて費用三萬五千圓の豫算なり又看守の配置は内地にては囚徒十人に付一人を付する例なれど士國は兎も

なるを以て五人に付一人の割合なりといふ

●アイヌの犯罪者に就て某司獄官の談話 (北海道毎日新聞)

本道に於ける舊土人即ちアイヌは概れ蒙昧無智にして嘗て徳義の何たると國法の畏るべきを識らず錢を得れば酒に代へ酔へば争ひ其亂醉するに及んでば全く是非の辨識を失ひ自他の區別なく金錢物品等を使用費耗するが如きは幾んど彼等の常態なりとす之を矯正化導するは彼等の保護上缺くべからざる所なり然るに教化未だ洽からず蠻風野俗猶ほ依然として脱せざるの今日、早く已に普通人に對する百校の法制を以て之を制御し殊に其小區微罪を苛察備査し直ちに犯罪者として處分し懲罰無類の集まれる監獄に投ずるか如きは畢竟彼等をして益々罪惡の淵底に沈ましむるの媒介たるに過ぎず是等は當局者の深く留意す可き所なり蓋し彼等の犯罪は多く他人の便廢教唆に出るものにして有心これを爲すにあらざるべし本道に於ける漁業雇夫なるものは概れ懶惰殘暴にして種々の悪行をなし其同盟と争闘し或は雇主と怨を構ゆることあるに當りては乃ち甘言アイヌに酒を飲ましめ其亂醉したるに乗し之を煽動して敵手に暴行を加へしむ又狡猾の徒に至りては巧に酒を餌として彼等を指擲し他人の物品窃取せしめて之を自己飲食の費用に供し而して己れは曾て聞知せざるものゝ如くす事發覺するに及び彼等の愚惡なる之を辯明するの能力なきのみならず平素シャモ(普通人)を畏るゝの習性は他日使者の復讐を恐れ又は警察官の一喝に體を冷し殊に法衙に出るに及んでば恐怖戰栗唯々黙々の間に伏罪するに至る他日各自に就て靜かに懲懲懲罰を加ふるときは始めて其實狀を訴へ或は他人の依頼に應じなしたり云ひ或は昏醉のため前後を忘却して更に知らず云ひ或は砂馬

して附墜に従事する者出で、より農産事業も前途見込あるを發見したり一千八百七十九年前には村落間に四箇あるに過ぎざりしに十五年間を経過したる今日に至り七十九箇村と爲り道路の開墾せしもの四百箇里の多きに達せり而して該村民の耕作尙甚だ微々たりと雖も監獄需要の爲め毎年村民より官に買上る穀類一萬二千ブードの多きに達し且つ土産の穀物にて生活するもの五千乃至七千名位あるべし該村民は農業の外魚の漁獲并に牧畜等に從事し居りて牧畜の如きも前途大に見込ありといふ

●再犯罪人の防壁策 (讀賣新聞)

去る廿七日板垣内務大臣が典獄會議に於て演説したる所に據れば我國刑事罪人再犯以上のものに實に其七分を占め居ることとなるが之に付某法官の語る處に據り歐羅巴諸國犯罪統計に依れば再犯以上のもの其七分を占め居り之が防壁策に付ては各國立法者間の一問題として研究申なるも我國にても果して再犯以上のもの其七分を占むるが正確なる統計なりとせば之れ立法者の最も研究すべき價值あるものと謂ざるべからず而して改正刑法の草案に於て再犯以上のものゝ處分に最も意を用ひ頗る嚴重の刑罰を課することとなり居れり故に同案の議會を通過して發布するに至らば大に再犯以上の罪因を減ずることとなるべし云々

●監獄領置郵便切手の買戻 (東京日々新聞)

郵便條例に據れば四枚以上連續せざる郵便切手郵便局に於て買戻さざる明文あり然るに監獄則第二十四條に規定せる監獄懲患の用に充つべき領置貨物の中には四枚以上連續せざる郵便切手紛からず之を現品の儘になし置きて其用に充つる能はず去りて郵便條例にて買戻の請求出來ざるを以て監獄署に於ては其の處分に差支るより通信

を牽き來りて酒に代へ泥酔の餘り、毆打争傷をなしたりと云ひ甚しきは何等のために入監したるやを知らざる者あり誠に整むべきなり

●西伯利亞監獄の情況 (東京朝日新聞)

露國にては一は懲戒の爲め一は傭民増加の爲め西伯利亞及び薩哈連島に囚徒を配流して種々地方殖産開拓の業務に従事せしむることなるが今黒龍江沿邊總督の報告に係る同地方監獄の情況なりとて同國監獄雜誌に記するものを見るに監獄の最も重なるものはザバイカル州のチルチンスタク監獄にして次は薩哈連島にあるものなり且下西伯利の鐵道布設に使役せらるゝもの同囚徒最も多きに居れり昨一千八百九十五年一月一日の調査に依るにチルチンスタク監獄に在る囚徒三千四十二人薩哈連島、黒龍州に在るの囚徒八千五百一十一人總計一萬一千九百九十二人なり而してチルチンスタク監獄中には國事犯罪人もありて特別憲兵部より監獄に移さるゝと共に彼等は通常重罪囚囚徒と同一の取扱を受け只取締一層嚴重なるのみならず該國事犯罪人は能く規律を守りて謹慎なり又ザバイカル州地方には滿期囚徒の移住人年々増加し該村の如き村民の六分は囚徒の移住民たる如き有様にして彼等が着實の業務に従事せず流浪して動もすれば罪を犯すに至るもの多きを以て該地方の土着民は之が爲め大に困難を感じ居れり次に薩哈連島の監獄は一昨年總督次官クロアコーフ中将 巡視の結果に依る其取締方宜きを得且つ在監囚徒の家族に對する取扱の如き頗る行届き貧困にして獨立生計を立つること能はざる者には食料を給與し地方行政官は之に家屋を建て畑を作るの便宜を得せしめ小兒にはマヤヘオドロウナ皇后陛下下の保護の下に成立つ所の囚徒子女救助會より衣類を給與するを例とす初め薩哈連島は氣候并に地質耕作に適せざるべしとの考より専ら礦業及漁業の發達に手を盡せしに傭民増加

省にては今回該切手は特に四枚以上連續せざるものにては例第三十七條に準じ減價買戻すべきに議決し其旨一昨日各一等局へ向け公達せられたる由

●臺灣監獄署の看守及位置

臺灣の臺北、臺中、臺南三縣及其支署所在他に夫々設置せらるゝ監獄署は看守長其署長を兼任し一般の看守は五名の囚徒に付一名を付する定めにして其時間は晝夜十二時間宛を以て交代する者なれば結局一人にして十名の囚徒を看守する次第なれば百五十名の囚徒を收容すべき監獄署には看守十五名を置く者なり其本署支署所在地は左の如し

本署

支署

- 臺北縣監獄署 (基隆) 支署 宜蘭支署
- 臺中縣監獄署 (埔里) 支署 新竹支署
- 臺南縣監獄署 (嘉義) 支署 苗栗支署
- 臺南縣監獄署 (恒春) 支署 雲林支署
- 臺南縣監獄署 (鳳山) 支署 臺南支署
- 臺南縣監獄署 (鹿耳門) 支署 臺南支署

●木名瀬新任典獄の事 (北國新聞)

今般兵庫縣監獄書記より富山縣典獄に榮轉したる木名瀬瀧助氏は本年四十五六歳にして多年監獄事務に經驗あり前福波部長白上俊一氏が曾て秋田縣に典獄を奉職せし頃より同監獄に書記となり爾後内務省廳に轉じ五級俸(月俸三十五圓)を給せられて警保局監獄課詰となり本年一月同屬清野長太郎氏が同局より抜でて富山縣參事官となるや前後一兩日氏も亦兵庫縣監獄書記に轉任となり爲めに内務省の吏員は合併して兩氏の送別會を開きしことあり後兵庫縣に於て更に四級俸(月俸四十圓)に昇級し今回一躍富山縣典獄に榮轉し高等官八等

に叔せらるゝに至りしなり

●廣島監獄の近況

(鶴備日々新聞)

監獄内に於ける眼病患者 凡そ罪業は皆自ら成す處と云へ大の喧嘩として地を走り鳥の暗喑として空を飛ぶに人その自由を拘束せられて囚禁の裡に在るは不幸焉より大なるは莫し而して斯の不幸に重なるに尙ほ他の不幸を以てす天情なきか抑も又其不逞を懲罰して假さざらんとするに因るか聞くが如くんば廣島監獄署内にては客月十五日頃より囚徒の眼疾を患ふるもの日に多きを加へ一時百三十餘名の患者を生ずるに至れり尚次第に蔓延せんとする勢ひなり是を以て隔離室を設け患者を隔離せしむる外左の如き注意を以て之を保護するとさへなしぬ但し其多数は角膜炎なり

- 一 眼病患者の中に就き輕重を區別し重症者は監房の前後なる障子に黒紙を貼用したる處(日光の反射等なき處)に居らしむる事
- 一 眼病患者は入浴を停止し三日毎に一回看病夫をして湯に手巾を浸し之を監房に入れ身体を拭淨せしむる事
- 一 眼病患者は個人別に手拭を貸與し各自共用するを禁じ尚毎日一回看病夫をして洗濯せしむる事
- 一 眼病患者は常に温眼水薬を沸騰せしめ一日三回宛之を用ひしむる事

但し冷眼水薬を用ゆる者亦全し
此外なほ食物の注意を與へたる箇條もありて總て七八回あり
用意此の如くなりしかば曾て増悪せんせし病勢も幸ひにして衰退し此兩三日は漸く患者も減少して一昨日の現在患者は九十三名となりき而も一時多数の患者を生ぜし其原因なくんばあらす想ふに是れ作業をなすに疊又は免座を製るに用ゆる間に附きたる塵埃など

とする事

以上の如くにして其の原案と異なるものは原案は練習生は現行地方官制定員中より募集する者なりしを協議案は斯くは地方警察事務上流滞の恐ありとの事を以て官制を改正し警察官及び司獄官を増員したる上之を實行する事と爲したるにぞある而して右練習所設置に關する諸経費は第十議會に内務省所管費として要求する者なりといふ

●地方官會議と練習所問題 (日本)

一昨日の地方官會議に於ける警官練習所及び司獄官練習所設置の件に就き端なく一場の議論を起せしは事實なり然るも聞く所に因れば右は地方行政と地方経済との關係に於て實に已むを得ざるに出でたる譯にて事體同練習所設置其事に就ては固より各府縣知事の是認する所なりとぞ开も現下各府縣共經費節減行政整理杯の結果として常に下級行政部に向て切詰め得る丈の節減を爲し來りしなれば地方經濟はきり／＼結着とも云ふべき有様にて又た吏員の如きもハツ／＼の際造き處まで押詰め居れり然ありて見れば今假りに一府縣より各二名宛の警部を分遣して練習所に入らしむとせんに各府縣概ね警部は唯一の各警察署長として而かも目の廻るほどの繁務に操縦せり稀に二人の警部を置きたる箇所もあれども开ば實際上不得已の必要より生じたるにて申々以て贅澤の沙汰に非らず此時に至り各府縣二人の警部を出して二年間の練習とありては逆でも地方警察の現状が許すべき餘地に非ずマツた經費の點檢同様なり假令練習所生徒の名はあれども月六圓の手當にて各地方有望なる警部が江戸の眞ん中に生活し得べくもあらず然らばさて地方税より補助を爲す如きは此の切詰の經濟思ひも寄らぬ事共なり以上の理由は公平なる地方眼

の自から目に入りたる爲にもあるべく又監獄署内は地城廣きにも關はらず立木少々にして自然日光の反射強きにも因るならん然れば本年は桐密若干株を植込みたりと云ふ
臺灣及清國より送致し來る囚徒 臺灣及び清國にては目下熱病流行せるゆゑ彼地より送致し來る囚徒又は被告人は日數日間先入者として隔離室に隔離せしむる外左の如き注意を以て之を保護するとさへなしぬ但し其多数は角膜炎なり

●集治監囚徒の寄港

(やまご新聞)

日本郵船會社の汽船榮城丸は昨六日午前五時半横濱に入港せしが同船には北海道集治監より重罪囚徒二百二十四人へ看守二十七人附添ひ乗込み來り乗船の儘小智集治監へ護送せしよし

●司獄官警察官練習所問題

(日本)

前號記載せし如く司獄官及び警察官養成案は端なく板垣新内務と地方官の間に喧嘩の花を咲かせたりと雖も固より案其の物に不同意なるが爲めに於てはあらず一種の感情と經費上の點よりする非難なりしを以て其の後協議會に於て之を審議するに當りては難作もなく笑談の間に之を議定せり今其の結果なりと云ふを聞くに左の如し
一 東京に司獄官及び警察官養成所を設置する事
一 教成所は各地方の警部巡查二名看守若くは看守長二名合計百五十名の練習生を教成する事
一 外に希望者二十名の入學を許可する事但し希望生徒は尋常中學卒業相當の資格を有するもの又は入學試験に及第したる者なり

●兇漢小山六之助の近狀 (報知新聞)

馬關にて李鴻章を狙撃したる兇漢小山六之助は目下北海道釧路集治監に在りて服役中なるが送付の當時は看守等に對して惡口雜言を極め狂氣がましき暴動ありしも教諭師より懇篤の戒諭を受けて追々悔善し昨今は能く獄則を守りて謹慎し役業に精勵し居るといふ



問 答

● 應答

○前號第二十三項 吉田 徳太郎

監獄署に於て尤も簡略的に親屬故舊を確實に知るの必要なるは後余輩の如きものゝ敢て喋々々々を要せず已に多數知事者の識る處ならん例之彼の囚人書信發贈の如き我監獄則の精神奈邊に存すべきか余輩の信する處に因れば親屬故舊のものに限り信書を發する事を得べきも苟くも親屬故舊にあらざる監外人に對して絶對的に是を許さざるものゝ如し而して一面信書發贈の趣旨より探究するも其身囚人にして親屬故舊にあらざるもの則ち廣く社會の人に向つて信書發贈の非なるのみならず信書濫發の弊たる徒に彼れ囚人の改良感化を妨げ遂に信書發贈を許すの目的に相背馳するに至る故に信書發贈の場合の如きは特に留意して親屬故舊を明確にし是を許すの指針を執らざるべからず然るに現在各監獄に於ては如何なる標準を以て在監人の親屬故舊を確實に取調べられつゝあるか余輩大聲一番其便法を聞かんとする處なり

○全上 阿 房 究

本問は親族と故舊とを區別して卑言を述べん親族を確實に知らんと欲せば在監人と親族者と其血縁を尋ね之れを市町村役場に照會するより他に道あらずと信す然らば問者或は曰ん其手数で以て知る百も承知二百も合點然れども他に敏捷の道なきやの問を起せしなりと阿房は然らば他に敏捷の道なきと確信す

故舊に於ては漠として其範圍に困むと雖も余は尤も狭縮に解釋せざるを得ず故に在監人其者をして監督善導以て良心を感發せしむるの關係を有する者と解して大差なかるへしと考ふ故に之れを知るには前項と異り其照會に困むを以て余は之れに對し其當局者の親密たる注意を以て其故舊たる者の言語動作に因り進退するより他に道あらずと考ふ

○全上 山 陽 子 先

本項別に確實にするの必要なし何となれば在監人の親屬故舊なりと稱ふるものは死体の下付を請ふか又は在監人に對し家事向其他諸事照會するものにして之れ等の用を辨せんとするものは親屬故舊たること自然に確實なればなり若し假令之を詐稱するも刑法

要するに前號の紙上に於て此問題を掲出し大方諸氏の高教を求めたるも是れが好方便なきを苦慮したるの餘りなりき

以上の如く余輩不敏にして未だ之れが便法の存するあるを發見せず故に強て親屬故舊を簡略的に確實ならん事を欲せんか須臾く身分帳の改正より望まざるべからず彼の身分帳にして囚人の親屬及び純然たる故舊と稱するものゝ網羅する事を得んか此に始て親屬故舊を確實に了知する事を得べし而して良し未だ以て親屬故舊を確實に知るの便法たらずとするも身分帳の改正は親屬故舊を確知するの便法に於て一進歩を與へたるものと見るを得ん夫れ如斯身分帳を改良せば果して完全に親屬故舊を確實に知るの希望を達するや否聊か疑ひなき不能と雖も若し之れが改正の機に遭遇せんか完全に作製すると否とは暫らく司獄當局者の技倆如何に不せんと欲す

○全上 金 城 生

監獄に於て在監人の親屬を確實に知るの便法は身分帳に如くものなし故舊を確實に知るは新問題にして未だ各地方に斯の設ある曾て聽かず若し必要ありとせんか入監の當時故舊を取調る方法を設るにあり

上の制裁なく只徳義上責むるのみ然りと雖も差入又は接見等の場合の如き看守長其他立會者に於て不正の行爲あるや否取調る點に當り確實にするの必要ありとする時は先づ接見及差入者に對し其者并に在監人の氏名身分住所職業年齢及縁由の關係を詳悉し然る後在監人に對し接見及差入者の姓名のみを告げ右同様の廉々取調符合する時は之を以て確實なりとするの外他に便法あらざるべしと思考す

○前號第二十四項

愛知縣 武 田 生

決 定

同監したる在監人に對して一切の差入物及書信ノ受授を禁ずるは不可なり

理 由

同監者の差入品及書信の受授を禁せんとするは只囚徒の内外相通して事を圖るを防ぐの外なかるへし果して然らば最不當なりと云はざるべからず假令囚徒の内外相通して悪事を企る事あるも司獄官常に此點に目を注ぎ同監者の差入に係るものは精且密に調査を了し囚徒をして意を逸るの餘地なからしめは何の憂あらんや故に予は右の決定を與ふると共に右に對

しては司獄官の注意周到ならんことを欲す

○同上

吉田 徳太郎

同監したる在監人に對し總ての差入物品は勿論信書授受の道を杜絶すべきは是なるや否余輩は在監中無二の知己たり朋友たりし監外人より出獄後同監したる在監人に對し差入物品の如き書信授受の如きは絕對的に是を禁するの至正至理なる事を認む夫れ何故に之れを許すの非なるか曰く刑罰執行中嚴重なる紀律の下に棲息し苟くも任意的動作を爲す不能るにも拘らず詐謀詭計を施らし陰微の裡に交際を求め所謂在監中無二の知己たり朋友たりしもの如何にして社會的交通を許すの要あらんや況んや慰撫的差入物品を爲すが如きものに於てをや而して余輩は此事たる獨り監中の知己朋友と稱するものに止らず總て純然たる親屬故舊と雖も一度在監し同監したるの事跡あるものは強硬的に之を禁止して以て刑罰の尊嚴を知らしめざるべからず

以上余輩の極言するもの要は只だ完全に自由を剝奪し刑罰嚴正の主義を徹せしむると俱に囚人の頭腦又之れか觀念を保たしめんが爲め而已請ふ大方の諸君余輩一己の痴言として一笑に附する事勿れ

○全上

金城 生

絕對的に授受を禁するは妥當ならず授受の權利は禁遏する不能然りと雖も疑しき事實ありとせんか治獄の取締上授受は許さるることあり

○全上

嚴 嶋 生

同監したる在監人へは親屬と故舊とを問はず一切の差入物品及び書信の贈答は禁するを可とす

○前號第二十五項

愛知縣 武 田 生

使丁を工場へ出入せしむるとの弊害種々ありと雖も囚徒の依托を受けるの一事を以て最重しとす人或は謂ん使丁は長く工場に止るものに非れば害なしと獄事知らざる者の言而已亦謂ん元來使丁を使用するに當ては名府縣各方則ありて在監人及親屬故舊の爲書信傳言金品贈答の媒介を爲さるゝの盟約を爲さしむるを以て此誓約ある使丁をして工場へ出入せしむ何の不可あらんと如是は實に獄事の實際を知らざるもの、言なり看よ各府縣監獄に於て看守が囚徒と交通媒介若くは助成を爲し現に縲紲の辱を受つゝあるもの幾何ある歟を凡人の感情なるものは豫期して起るものに非ず事に聽み忽然として感起するものな

り此場合に於ては既に昔日の盟約を想起するの餘意あらしめざるは尋常人の通例なり故を以て工場の如き作業を司る者戒護を務る者精神の改良を促す者之に關する上長官等の外何人と雖一切出入を嚴禁するは治獄上最得策なるものなり

○全上

嚴 島 生

凡て小使なる者は概して其身卑賤にして受くる所の俸給は極めて薄く常に衣食に窮乏せるを以て假令事不正に涉ると雖とも眼前利益の見はるゝときは忽ち眼障み前後を省みず其事を逃げんとするは彼輩の常体なりとす故に其局に當るもの之れを役する豈に忽にすべけんや生管て聞く戒護吏にして在監人より賄賂を受け或は傳言或は密書の媒介を爲し或は逃走の補助を爲す等の事ありしと戒護吏にして此事あり況んや身分最も賤しき彼れ小使の輩に於てをや仍て生は小使を工場へ出入せしむるは甚だ危険なるを以て一切之れを禁じ其用務は看守をして取扱はしめ敢て差支あきを信す

○全上

吉田 徳太郎

監獄をして紀律の府たらしめんか宜しく不紀律なる動作服装を爲すもの、出入を禁遏せざるべからず故

金城 生

に常に工場に出入するもの則ち傭主及び傭主より差出す處の授業手等の如きも典獄は強制的に一定の洋服を着用せしめざるべからず而して監獄雇吏の如きも洋服を着用せざるものは斷然工場へ出入せしめざるを要す況んや小使の如き車夫馬丁に類する服装をなし常に動作上欠點の多き傭輩を出入せしむるに於てれや若し從來の習慣上小使を工場に出入せしめらるゝ處あらば速に之れが全廢を切望せざるを得ず而して此事たる小に似たりと雖とも囚人に對する紀律勵行上重大の關係を有するを以て治獄上須臾も輕忽に附すべからざる事なりとす

○全上

阿 房 究

本問に對し余は淺學薄識加ふるに經驗疎なりと雖も當今獄事改良の今日我日本國監獄に於て小使をして工場へ出入せしむる監署恐らくは之れおらざるへし若し舊習的出入せしむる處あらば速かに全廢すへし害あるとも利ある事なし利害の點に於ては當局者は御承知ならん余は絕對的不可なりと斷言す

○全上

金城 生

小使を工場に出入せしむるは尤も嚴禁たるへし小使の職責は雜用を整辨せしむるものにして身分も卑賤

の者多し場合により官用の爲め在監人の親屬に臨むことあるべきを認む監獄作業と雖も唯た營利的のものにあらず彼れ囚徒は常に監督者の炯々たる鋭眼の下に刑罰の執行を受ける峻厳にして犯すべからざる場所なり監獄則に於ても巡閱官巡視官及び巡見者の區別の制あるは何そや即ち刑執行の眞面目を正確に保たしむるの主旨ならんや果して然らば職責の輕き小使の工場出入を嚴禁するは勿論警へ作業の受負主たりと雖も止むを得ざる場合は特に出入の許可を得相當の戒護者を付せされは出入することを許さるものなり

○全上 菅 瞻 潜 士

小使は官吏に非らずと雖も是亦役人の一分子にして其官署の用を便するの職なれば當然工場に出入せしむべきものなり

○前號第二十六項 嚴 島 生

水火風災其他の事變に際し一時解放したる在監人にして二十四時間を經過して申出たる者は正當の理由(警へは天災の危難を受け規定の時間内申出るを能はざる事を説明する等)あるに非れば逃走罪は免れざるものとす

○全上 吉田 德 太 郎

して刑罰は法律規則最終の制裁なり之れを執行せんには須く實力を以てすへし刑罰の執行を擔保するに更らに刑罰を以てせば其の停止する所を知らず問者以て如何と爲す

○全上 阿 房 究

本案は獄則違犯を以て罰すべき者と斷定す

理 由

本案に付ては諸説擾々何か理何か非あるを斷定するに困むと雖も余の意見を以てすれば獄則違犯を以て論すべき者とす人或は曰ん逃走罪をして處分すべき者と成程一理なきにあらず然れども我刑法上其規定なきを如何せん元來本問の如きは人命救護の點に於て最終の目的止むを得ざるに因り規定し又之れに對する解放後歸監の時限を定めたるに止まる者にして若し之れに違犯せば云々と規定せし條項を見ず果して然らば何に因て逃走罪を構成せし者と云ふや若し逃走罪を以て論すどせば牽強附會も亦甚しと云はざるを得ず夫れ我刑法は尙ほ人民に向て凡ての行狀の手法を示すが如し故に人民にして立法者が記載したる手法を模範として動くときは罪時に陥らざるも若し之れに違犯するときは直に罪人となる故に刑法

監獄則第九條の場合に於て良し二十四時間を經過し申出たりとするも一刀兩斷囚徒逃走罪を以て論定するは其當を得たるものにあらず而して囚徒逃走罪を構成せんには其場合の如何を不問故意に逃走したりとの原素を具備するを要す故に本項の場合に於ても宜しく其事實を考査し假令規定の時間を多少經過して申出たりとするも果して此時機を利用し逃走を企畫したるの形跡あるや否やを精査し後ち之れが罪の決定を爲さざるべからず故に余輩は單純に二十四時間を經過したるの理由は以て囚徒逃走罪を組織するの一端と爲すに足らざるものとす

○全上 在 横 濱 沈 默 生

本問の如きは敢て囚徒逃走罪を以て問擬すべきものに在らざるは一點の疑ひなきなり抑も刑法上逃走罪なるものは自から進んで相當官吏の監督區域を脱して初めて構成すべき犯行なればなり蓋し非常變災の場合に於て解放に逢ひたる者に對して二十四時間内に相當官署に申出つへしとは當該官吏の命令にして爰に命令違反の所爲あるも毫も逃走と云ふ眞實なければなり故に余は監獄則により處分すべきも刑法上の制裁なきものと斷言するに躊躇せざるなり然り而

は豫め人民に示したる事柄にあらざる以上は縱令如何なる所爲と雖も之れを罪とすることなし是れ刑法第二條の規定ある所以なり試に我刑法第四百拾二條の規定を見よ其第一項は固と看守或は護送者の懈怠より起因する者にして彼の非常事變の解放し定期間歸監せざる者とは其性質を異にせることは何人も疑はざる者なり故に余は徹頭徹尾刑法の制裁を受くるものにあらすして獄則違犯を以て處分すべきものと信す

○前號第二十七項 吉田 德 太 郎

本項をして通算免役するものとせんか如何にして遭喪恩惠の主義を徹底せしむる事を得ん余輩深く論究するの要を見ず只だ個々別々に免役を與へ須臾く恩惠の趣旨を貫徹するの手段に出でざるべからず我監獄則の精神亦茲にあらん乎

○全上 阿 房 究

決定 本問は通算免役せずして各三日間免役すべき者とす

理 由

元來本條に規定せし立法者の意旨を推究するに身は國禁を犯し社會の良民を害したる惡漢無賴の徒と雖

も父母の喪に遭ふ時は（父母を害し又は之れに感ぜざる者は例外）血涙潸然轉た哀悼の念胸裏に浮動し家族愛憐の感情を起さしむる所以にして再び本然の性たる善頁の人に教化せしめんとの一の政略的より規定せし者に相違なかるべし果して然らば各之れに三日間の免役を與へ静肅沈涙せしめ以て感化上一層顯著なる効を奏しなば本條設定の目的を貫徹せし者と信す且又原則一日の免役を本則に於て三日と規定せし上より看るも又明なり

○全上 嚴 嶋 生

最後養父死亡の報知ありし日より三日の免役を與ふるの穩當なるを覺ゆ

○前號第廿八項

在横濱 沈 黙 生

看守巡查に賄賂を送り警固を疎ならしめ囚徒の逃走を助けたりとするも刑事上犯罪手段の要素を欠くを以て余は無罪を主張するものなり

刑法第四百十七條に曰く囚徒を劫奪し又は暴行脅迫を以て囚徒の逃走を助けたる者云々とありて毫も賄賂の事を規定せざるは畢竟其の方法手段が犯罪を遂ぐべき性質のものにあらざればなり蓋し當該官吏は

決定

汝賄賂を贈與したるの非望は徳義上可惡の行爲なりとするも未だ汝が行爲は社會に危害を加へたるものと認むること不能而して單純なる道義犯は法の不問るものなるを以て汝の行爲は刑事上何等の責任を有せざるものと決定す

以上の決定に對し阿房先生は異存あるや如何に

○前號第二十九項

決定 愛知縣 武 田 生

携帶兒女ある囚犯則したる時は單身女囚同様處分するも妨なし

理由

總て女囚は男囚と異かり七日以内三合以内の減食は左程飢餓に迫るものに非ず又之か爲乳汁の欠乏を來すか如きは絶て見ざる處なり縱し欠乏する事あるも幼兒に屬して應分の牛乳を與へるは不可なし又謂ん母をして懲罰監中に幽囚せしめは携帶兒をして自然拘禁の苦痛を感せしむるの憂ありと然らず元來幼兒なる者は場處の如何を問はず只母の傍にさへ在れば如何なる場合と雖も敢て意とせざるは予の實見する

進んで刑の執行を全からしむべき積極の義務を有するも之れに反して一般臣氏は退て刑の執行に妨害を與ふへからざる消極の義務を負に過ぎず故に仮令看守巡查に賄賂を送りたりとするも若し其の人にして職責を重するものあらば決して逃走を助くること能はさればなり逃走の成否如何は看守巡查其人の所爲にして贈賄者の所爲にあらざればなり

○全上 嚴 嶋 生

本問は法刑第二條を適用する外なからん

○全上 吉田 徳 太郎

阿房先生或は言はん本問の如き贈賄の行爲あるものは幫助犯則ち從犯を以て論すべしと若し如斯論者ありとせんか余輩は是れに向つて全然反對の意思を表白せざるべからず何んとなれば問題の事實に因れり贈賄の目的たる巡查看守の囚徒を逃走せしむるの情を知つて賄賂を贈與したるものと認むること不能ればなり而して尙は一步を進め其情を知つて賄賂を贈與したりとするも未だ以て刑法第百九條規定の犯罪なりと斷定するを快とせず況んや囚徒を逃走せしむるの情を知らざるの贈賄者に於てれや故に余輩は贈賄者に向て左の決定を與へんと欲す

處なり故を以て予は右の決定を與るなり

○全上

在神港荒田 防 東 山 人

本項を案するに獄則を犯し懲罰處分に付すべき者は仮令乳兒を携帶すると雖ども普通囚同様處罰すべき者と信す其理由左に

恭順謹慎の意を表し改過遷善の念暫くも忘るへからざるは在監人の本分なり然り而して其分を忘れ過を悔む善に遷るの念なく傲慢不遜違令犯行の所爲あるものに至ては實に心事憎みても尙は余あり宜しく此等頑冥剛愎の輩には嚴正なる懲罰を加へ懲苦以て其惑るへきを觀念せしめ纖毫も假借する所なきを要す今乳兒を携帶するの故を以て普通囚人と其取扱を異にするの方針に出んか必ずしも未だ嚴ならず幾分か寛恕すべき主義ならざるを免れざるべし果して然りとせば治獄の要訣たる公平を無視し隨て監獄の規律紊亂し其波及する所の弊害實に尠少ならざるべし彼の乳兒携帶の女囚に對して之か懲罰を執行するに際し他愛なき乳兒をして俱に懲苦の淵に沈淪せしむるは情に於て忍びざる所なるも惡奸放縱の輩も尙ほ且つ其子を愛するを知らん却て改悛猛省を促すの一方

便たらんか

○全上

如何に人權尊重の時代とは申しながら刑罰嚴正の主義は未だ以て減殺せらるべきものにあらざ故に本項携帶乳兒の一條件は懲罰權を左右するの効力を有するものにあらざ假令携帶乳兒の囚人と雖とも一度獄則に違犯し典獄に於て減食處罰に處するの必要ありとせんか尤も嚴重に懲戒を加へざるべからず彼の刑法に刑は一身に止まるの原則の如きは本項に適用すべきものにあらざ請ふ阿房先生よ携帶乳兒の一條件は以て懲罰權を減殺するの力ありと立論せらるゝの勇氣あるや如何に活目して次號の紙上を見ん

○全上

携帶兒のある女囚犯則したる時單身女囚と同様減食或は暗室を以て處分するときは無幸の携帶兒にまで苦痛を感せしむるに至る故に此場合にあつては屏禁を以て處分するの外他に良法あらざるべしと思考す

●質疑

○第三十項

在監人死亡し親屬故舊に下付したる後蘇生したるときは其殘刑期執行すべきや若し執行するとせば典獄

山陽子先

○第三十四項

出所不明監獄署宛の書信(郵便切手封入)にして開封したる時在監人某宛とあり然るに其名宛の者會て入監したることなき場合に於ては其切手如何に處分するや御明答ん乞ふ

青 隆 潜 士

○第三十五項

賞表を有する囚人に給與する特別の菜は通常囚同様の菜を給したる上特別に給與するものなる乎將た特別の菜のみを給與するを正當とする乎敢て御高教を乞ふ

淡 水 生

○第三十六項

監外に於て囚人戒護中嘗て在監し居たるもの囚人使役上に差支ある場所に来りたるを以て戒護者は其者に對し立去る可き機命するも尙其場所を去らず剩へ戒護者に對し不都合なる抗辯を試み以て囚人使役上の妨害を爲さんとするものありたる場合に於ては戒護者は如何なる處置をなすを以て穩當なりとする乎

全

○第三十七項

在廣陵 鳳雛麟兒生
或る日工場檢束看守工場を掃除するに際し一囚に梁に登り掃除すべきことを命したるに一囚命に應し喜ん

は檢事の指揮を待て新に入監の手續をなや否や右等の場合に於て出獄中の日數は刑期に算入せざるや否

○第三十一項

茲に重禁錮三年刑の清國人あり甲監獄に於て不幸にも長髪を斷たれ後乙監獄に轉せり不圖り乙監獄に於ては開化主義を執られ同國の諸人皆を依然として長髪を蓄へ居れり

吉田 徳 太郎

此場合に於て待遇均一の主義に依り可憐の清國人に對し受刑中(滿期出獄迄二年)苦髮の恩澤を蒙らしむるは是なるや否

○第三十二項

在監人に對し通運若くは小包郵便を以て衣類書籍等を贈り來りたるときは其親屬故舊の間柄判明せざるも在監人に於て親屬又は故舊なりと申出でなげ之れを下付して可なるや

嚴 嶋 生

○第三十三項

監視に付せられたる者の住居及び引取人を取調ふるに當り其父母に於て彼れ囚人は戸籍上分家(其實は他人又引取)たるの故を以て引取方拒絶せし場合は之れを別房に留置すべきものなるや

全

て梁に登り掃はんとするや否や過て地上に轉落して死したりとせば檢束看守の責任は如何

○第三十八項

今茲に獄則違反の囚人ありて二合減食七日間の言渡を受け既に四日間執行し來るも更に懲戒の實効なく益々粗暴怠慢の狀あるを見る是に於て殘罰三日間を取消し更に屏禁罰に(此場合換ると)換へ執行するとせば懲罰の威信を害するとなさや

全

○第三十九項

罰金換刑の囚人ありて重病危篤に罹れり然る處親屬の者該罰金を完納したるに依り午後第九時に解放すへ旨檢事より指揮し來れり然るに當局者之を失念し翌朝に到りこれを覺り(迅速解放したりせば該囚を解放せんとするも該囚は既に前夜(即ち檢事より指揮)に於て死亡したりとせば當局者は法律上如何なる制裁を受く可きものなるや

全

○第四十項

看守被監視人五名を警察署に押送せる處一人の被監視人途中に於て或る露店にある餅數個を掴み其儘逃亡せり然る處看守に於て該露店の被害者を尋ねるに右被監視人の引受主にして被監視人の爲めに親屬の

全

者たり是に於て看守は残れる四名の被監視人を引率し警察署に到り見れば先きに逃走せし被監視人は既に警察署の受付に待合せ居れりとせば此場合看守は如何なる處置をなす可きものなるや亦た該被監視人は法律上如何なる制裁を受くべき者なるや

○第四十一項 全

大工四ありて工場を修繕するに當り工場屋根板を打ちつゝありし處突然金槌の柄抜落して使役囚人の頭部に當るや否や該囚は即坐に死去したりとせば右大工四の法律上受くべき制裁は如何

○第四十二項 武田生

一工場教誨は果して其効なきや

○第四十三項 全上

一同上囚徒に勸語を讀ましむるの可否

○第四十四項 全上

一總て教誨は道義的宗教的何れをとるを可とする歟若道義宗教相待て可然と云はゞ二者何れを主とすへきや

雜報

●監獄時事評言

は司法官會計検査官と同様典獄をして終身官たらしむるにあらざれば能く此重任に堪ゆる有爲の人物を得ると難しとの事を網叫せられたる某大官之ありしやの記事を見るに至つては予輩は能く其人物を精撰する上に就て花あり實ある最良の議論として厚く之を肝銘し賛意を表せんとす、而て其某大官とは何人なるや予輩の知る所にあらずと雖も何れにせよ内務大臣か前掲の如く職場に於て明言せられたる事と云ひ彼は對照せば思ひ半ばに過ぐるものあり、區々たる予輩の賛辭を須るざるなり典獄諸君たるもの此所奮起策勵、大臣か演説に憑據し服膺する所なかるべからざるなり諸君勉よや二監獄局を新設するとの議に就て 最近十二年以前に在ては内務省中に監獄局の設ありて清浦空吾氏を警保局長とし、小原重哉氏を監獄局長として政府は専心我國警察及監獄制度の刷新改良を謀り監獄事業をして警察と對峙せしめたるは、獄制統一上然らしむる所なるにも拘らず、一朝政費の節減より官制改正となり如今全國監獄、監督權の所在をして警保局中の一課として附設するに止られたるは予輩の當時遺憾を感じたる所にして識者

杉垣内務大臣か新任日尙は淺く未だ期月からざるに昨今遅々として停滯不進の逆境に陥らんとする監獄改良熱の稍々冷却したる今日に當つて伯の就任は我監獄社會に向て一大警鐘を打撃し最大活氣を斯社會に放たんとするの壯絶快絶なる好報は頻りに予輩の耳を衝いて來るあり予輩の轉々愉快に堪へざる所に於て予輩は監獄の爲め祝賀して持く能ざる所なり、而かも就中或る問題に付ては喜憂交至るものなきにあらざる、此際予輩希望の宿志を陳べ當局者の参考に供せんと須らく予輩の責務と信するの餘り秃筆敢て叙次を逐て左に陳説する所あらんとす讀者幸に其意を諒し、大成を後日に期せられんことを希望す

一、現時典獄の位地を高め、俸給を厚ふし、終身官となさしむべしとの議に就て 内務大臣閣下は曩に典獄諮問會の劈頭に當つて全國典獄に向て演說せられたる項中云へることあり監獄諸君は獄政の難局に當られて居るのである云々故に本大臣は諸君の職務に最も重きを置くのである云々と明言せられ、典獄諸君をして奮起一番せしむる所あり、而して其裡面には現今典獄の位置は寧ろ低度に失す、故に其位置を高め俸給を豊かにし尙進んで

は皆同感を抱きたり、爾來因習の久き今日に及しも元來監獄事業其ものたるや法律上の刑罰を執行するの場所にして均く其重罪たるを、輕罪たるをに論なく全國何れの監獄に在つても寬嚴其度を均ふせざるべからざる性質のものなるにも拘らず事實は大に之に反し往々治獄の統一を缺くあるは平素予輩の憂慮する所にして當局又此憾みある日既に久し、去れば少くとも此憾みならずしめ、獄務統一の實を擧ぐるに必要なる機關なかるべからざるは勿論なり、之か機關とは今日の監獄巡閱なるものをして其範圍を擴張せしめ類々且周密を期せんと刻下の最大要件なりとす、故にせめて内務省中に監獄行政監督を掌とる所の監獄局なるものを新設し以て其所屬官吏をして各監獄を臨時に巡閱監督せしむること獄務の統一、改良を謀るの第一着歩なりと云ふも吾人は其過言にあらざるを信す此議の果して實行せらるゝや否は素より予輩の豫期する所にあらずと雖も何れにせよ目下の適切問題として予輩は之を歓迎せざるを得ざるなり

三、監獄官練習所開設の議あるに就て 監獄改良事業は寧ろ法律規則の改善を期せんよりも司獄當局

者其の人を精撰するの必要なるは今更予輩の贊辨を待たざる所にして監獄法規の如何に金科玉條にして善を極め美を盡すありと雖も之を運用する所の人物の精撰あるにあらざれば折角金玉の法規も瓦礫と一般なりとは兼て當局者間の唱道する所にして政府風に埒に観るあり疑きに監獄官練習所を東京に開設し教師を遠く歐洲を招來し監獄官の養成に勉められたるは既往五六年前の曠昔にあり而して一、再次の練習を經たるの後、第三次の初めに當り教師が長逝せる不幸に際會し、其儘開所を持續するに至らざりしは有識者の俱に遺憾とする所にして荏苒今日に至れるは返すくも予輩の憾みとするところ、物に觸れ事に當る毎に日々此事に及さざるなし練習所の再開を希望しつつある今日に當つて此快報ありとは取りも直さず予輩の宿志を達する時機の到來せしものにして之を慶祝せざるを得ざるなり是れ一つには他日有爲の人物を監獄に養成するの導火となり少くも監獄改良其ものをして一層光彩を放つて他日外人内地雜居の曉きに至り文明的監獄即ち我國獄事の改良其ものゝ効果を誇るに足る丈けの先驅たらしむる上に於て

如何せん云々と、是れ或は然る事ながら地方官か自から今日に於て其可なるを認むるのみならず將來に於ても又其必要を認めながら定員内を以て實行すべからざる事なりと云ふか如きは實に冷然たる言辭にして怡も虎子を見て之を捕へんか其噬嚙を如何せん云ふか如く、實行すべからざるにあらず、實行の方法を講せざる者なりとの譏は之を免かるべからざるべし又其入所中手當額の如きも前日警官、及監獄官練習所の例もあり強ち少額に失するなりと云ふへからざるのみならず是又増加の必要ありとせば増額の方法を講して可なり必ずしも六圓に限らん、左れば地方官か本問題に對する反對論は確乎たる根據なき口實論に過ぎざる者として予輩は齒牙に掛くるに足らざるべしと信ず然少而して該案の提出者たる内務大臣閣下も斯る薄弱なる地方官の反對論に屈撓せず、勇斷果決以て大政の方針を貫徹せらるゝなるべしと信ず、要するに強て今日の定員内にて毎期の練習生（警部二名、看守長一名）を出す能はずとせんか人員を増加し定員外に爲すも可なり政府宜しく其邊に就ては既定の成算あらん予輩又敢々を須るざるなり

予輩は其舉を贊同するに吝ならざるなり、然るに再昨新紙の報に由れば地方官會議の席に於て此議案を排斥せられたりと而して其理由とする所は大牀に於て其可あるを認めながら區々たる末節に拘泥し之を拒むに過ぎずして予輩は地方官其人の爲めに惜み且つ淺薄なる識見たるを憫まざるを得ざるものあり以下聊か之か駁論を試みんとす、地方官か警察官練習所に毎年出すべき二名の警部（監獄官は看守長登名）は今日の如き政費節減の結果切詰めたる上にも切詰めたる定額内に於て漸く運用し來るものなれば此上年々二名の警部を定員の内を以て出京せしめざるべからざるは到底出來得へからざるの事にして遂には巡查部長以下の者を以て署長の代理を爲さしめざるべからざるに至り警察の機關將さに休止するあらんとす何となれば此練習所に入るべきものは將來に於て最も有爲の士を撰はざるべからざるは勿論將來有爲の警部は今日に於ても尙有用の人物たるに相違なければ到底實際に行はざるべからざるなり尙又出京中の手當六圓と云ふか如きは實に都下に於て一家を支ふる能はざる少額にして他日不平の因となるを

因に本文は單に警察官に就て云々せしも監獄官は其案に於て既に警察官に比し易々たるに於てをや予輩は其成立開設の自を今より翹首せんと欲す四、看守の増俸の議に就て看守の俸給は巡查と同様六圓以上九圓以下の薄給たりしことは僅々數年前迄の事實にして世人も其俸給の薄きより其職と人との輕視したるは將に争ふべからざるの事實にして看守の職務の何たるを解せざるの日は姑らく之を止むを得ずとするも漸次監獄改良の世人の口頭に上ると同時に看守職務の重且大なることを識得せられ監獄の改良は看守其人に存すると迄絶叶するに至り一面に於ては其人物を精撰するの必要を生し内務大臣は嚮きに既に看守採用規則なる者を發布せられ俸給を高め八圓以上十圓以下とし進んては十二圓、十五圓の年功加俸を爲し得るの道を開かれ其待遇も判任官待遇とし實施せしめられたるは實に明治廿七年度以來の事にして予輩は須らく其正鵠を得たるを慶したりき、然ども社會の生存競争は予輩をして一日も停滯不動の位置に安坐するを許さず僅々たる三年未滿の短日月は予輩を驅つて再び本議を唱へ看守巡查の増給を必要とするの

時機に到着せしめたるは敢て異とするに足らざるのみならず、當局者より此議あるに至らしめたるは刻下の好問題として予輩は之を賛成するに踴躍せざるなり、要するに日清戦勝の結果は前日其増徴を祝したりし眼、口を以て今日其薄給を嘆たしむるは時世の然らしむる所にして人力の得て防遏すべき所にあらざるなり、當實際を擧げて増俸の必要を云はんか現に前年来各府縣監獄に於ける看守の缺員は實に夥敷き數にして戒護上に不便不都合を感しつゝあり本年一月其筋に於て調査せられたる全國監獄に於ける看守定員に對する缺員數に依つて之を見るも(別表參看)定員總計九千百五十六人に對する缺員は實に無算三百五十一人にして其割合は總員の四分弱に相當し即ち百名に對し四名弱の不足を告ぐること、なれり、況んや此缺員者は押丁其他を以て補ひ得へきにあらざる、不足の看守を以て補はしめざるべからざるは勿論にして繁劇の職務に一府の繁忙を加へ勤務の勞實に多しと云はざるを得ず此頃聞く所に由れば内務大臣は變りに地方官會議の問題として看守巡査増俸の件を提出せられたりと、而して改正の要領は現今の八

圓、九圓、十圓の三級を更に其範圍を廣ふし八圓より十二圓迄壹圓宛の差等を置き五級とし年功加俸も九年十二年の勤続年數を短縮して五年以上奉職し職務勉勵、品行方正の者には特に十二圓以上十五圓迄に増給するを得ることに改正せんと議なりしに地方官多數の意見なりと云ふを聞くに(彙報參看)巡査看守の増給素より可なれども警部看守長にして十二圓の者も又之れを更に低給の屬官及監獄書記と雖も其給額中より被服を自辨せざるべからざるに巡査看守は其被服を官費に仰げば是等に此上増給するは低給警部及書記との權衡を得ず又地方經濟上に於ても此増給は實行頗る困難なれば是非之を斷行せんには其俸給を國庫支辨にせられたしと云にありしか如し、是れ一應最もなる理由なるか如しと雖も未だ是等の論者は看守巡査の職務を實体的に知悉せざる人の坐上比較論に過ぎずとして予輩は甚だ感服する能はざるなり、成程數理上警部看守長及び十二圓未満の書記屬官との權衡を失するか如しと雖も警部看守長に在つては職權遙かに看守巡査の上において監獄の實權を握り平素の職務も看守巡査の如く直接困難なる

性質のものにあらざるは勿論、技倆及成績の如何に在つては漸次昇給の途、洞開せるあり何ぞ常に看守巡査の俸給に劣れりとせんや、又一面屬官書記に對比せんか書記屬官の職務敢て平易簡單なりと云ふにあらざるも看守巡査の如く献身的百難を排除して迄困難なるにあらざるは勿論、巡査看守に對比せば寧ろ俸給は薄きも其地位に懸々且希望する者多きを以て見るも職務の輕易同一の論にあらざるは實に明かなる事實にして其勞多き者に厚く酬ゆる何の不可か之れあらん、尙之を詳言せば判任官は高等官より官等は低く常に指揮監督の下にあるにも拘はらず判任高等給は却て高等官の俸給より凌駕せるものあり去れば判任人は高等官を棄て一判任官を望むものあらざるを見ても明かなる事實にして敢て怪むに足らざるなり、要之に看守の俸給増加は我國監獄社會上下の希望宿志にして輿論又之れか必要を認むる折角の此好機、宜しく此機を失することなく當局大臣に於て果斷勇決百難異説を排し本議をして實行に至らしめられんことを希望の至りに堪へず聊か予輩の所思を陳ふるに爾かり

●典獄諮問會の彙報
典獄諮問會の概況は予輩聞知の儘本誌前號の紙上に掲載したり就中階級制實施の利害は獄制上大問題として予輩は平素之を認めたり宜なる哉諮問會閉會後警保局長より特命を以て左の十二名を調査委員として指名せられ本案の調査を付托せられたりと、而て諸氏が研鑽討究の結果は果して如何なりしやは予輩得て之を聞くを得ず深く遺憾とす雖も其調査復命の適切且つ有益なりとは茲に特筆して其勢を謝せんと欲す

●階級制實施調査委員

長屋東京集治監典獄	小林大坂府典獄
若山神奈川縣典獄	櫻井兵庫縣典獄
新妻三重縣典獄	山崎宮城縣典獄
木名瀬富山縣典獄	山上嶋根縣典獄
眞木廣嶋縣典獄	藤澤香川縣典獄
神谷高知縣典獄	矢部大分縣典獄

●階級制の原案
階級制の原案なりと云ふを聞くに左の如し
一、四人の階級は四級に分ち實表を有せざる者は凡て四級として一個を有する者は三級、二個を有

する者は二級、三個を有する者は一級とせり
 二、現に賞表を有する者は一個を三級二個及三個は二級、四個五個を一級とし別項に依り賞表を改着せしむるものとせり

三、一級の囚人は施行細則第九十六條に依るの外特に監獄構内の獨歩を許すことを得且冬期に限り蒲團一枚を増貸することを得ることとせり
 四、食物購求の度数は三級には三回以下、二級には六回以下、一級には十回以下とす
 五、四級の囚人は左の處遇を爲すものとす

一、炊夫掃除夫、看病夫、理髮夫に使役するを得す
 二、衣服臥具は澁濯補綴したるものを貸與す
 三、施行細則第六十三條に定めたる食物購求は一回とす

●再審囚の在監費用に就て

重罪の處分を受けたるものにして甲監獄に於て服役中再審の訴を爲し上級裁判所は原裁判を破毀し乙裁判所に移されたるに依り身柄は乙裁判所在地監獄に移送したる場合に於て乙地在監中の費用に就ては別段の規定も之れなく甲乙何れか地方の負擔に屬す

●留置場の監督及費用に就て

警察署及び警察分署附屬の留置場は監獄則上嚴然たる行刑監獄の一種として明示せられたるに拘はらず監獄長官たる典獄の巡視掌からず、監督密ならざるやの批評は予輩嘗て屢々之を耳にしたり、又本誌に掲載して當局者の注意を促したること屢次なりき、去れば昨今に至りては留置場の巡視、監督行き届かざるにあらざるべしと雖も予輩を以て之を見れば實は留置場の性質、典獄監督の下にあるにも拘はらず警察署内にあり加ふるに典獄か自己の配下にあらざる警部又は巡查を指揮して戒護其他の諸務に當らしむるものなれば上司の命令にして或は充分徹底せざる場合も多かるべく典獄自らに於ても眞性に自己の監督以外に屬する警部巡查を指揮命令せんは實際其効力の厚からざる點も少なからざるべし、是れ監督の不充分たる原因にあらざるなきか又一面警部巡查より見るも其典獄に對するは署長警部長に對するか如く忠實なる能はざるは、自然の狀態にして曰はく職務以外の職務なるか如き考へを抱くものなきにあ

へきやどの義に付き寢室に福岡縣方其筋へ承合ありたるに右は矢張明治廿三年十月内務省々令第五號控訴又は上告人の費用支辨の例に準し甲縣即ち原裁判所所在監獄の負擔として甲縣より乙縣に支拂ふべきものと回答相成りたる由に聞く右は素より左もあるへく再審も均しく特殊の上訴と看做して然るべき義勿論なればなり云々

●傳染病患者の看護に就て

在監人の看護は囚人を使用するを以て通例とすと雖も傳染病患者に對する看護は通常人を使用するや將た在監人を以て之を爲さしむべきやは一箇の疑問として從來當局者の間に議論あるにも拘はらず、今日迄の實驗は矢張在監人を使用せる向多きか如し、是等は經濟の上に多少の影響なきにあらざると雖も當局者たるもの速かに其弊風を改められんことを而して其在監人を不可とする理由の如きは既に業に餘蘊なく説明したるものあり、予輩は茲に贅せずと雖も抑も傳染性患者に接することは、大に傳染の危険あるものにして各人の嫌忌し且つ感情を悪しくする勿論なれば假令在監人と雖も其意に反し強て此危険ある傳染病患者の看護に従事せしむべきと寔に刑罰以外

らざるか如し、其他留置者に對する費用區分の上より云ふも令狀既、未發を以て限界とすと云ふのみにて一切の應費の依然警察費の支辨に屬するか如きは今日議者の共に不便を感じる所にして予輩又同情を表する者なり、故に可成は經費は總て警察費の支辨にし警察署長自か行刑官たるの資格を以て本然に且つ忠實に其部下を督し拘留の目的を達せしめんこと予輩の希望する所なり最も署長は典獄監督の下にあるべきこと勿論なりとす

●假出獄上申に就て

予輩此頃其筋に於て調査せられたる假出獄及停止人員表を見るに實に奇異の感を起せり开は何となれば假出獄人員にして各府縣の間に甚た差異のあるありて甲は此恩典に浴するもの、多きにも拘はらず乙は一年僅かに二三人又は甚たしきは皆無なるあり是れ全く在監囚員の多少及び改悛の程度を鑑査する典獄始め司獄當局者の方寸に存するものなりと雖も甲乙の間に如此甚たしき差異あるは予輩得て解すべからざるなり乍併开は各人其面の異なる如く所謂手心に差異あるの然らしむる所にして不得止とするも先以大体の方針は刑法及び監獄則に規定あり、其間の

監査考數は最も當局者の注意を要する點なるべし兎に角停止人員を出すか如き府縣に在りては最初勘査の不充分なりしものと云も恐らく辨疏の道なかるべしと信す當局者幸に一考を煩はしたし

●埼玉縣典獄と青森縣典獄の任補

舊きに埼玉縣に典獄たりし右馬四郎助氏去つて拓殖務省に入りし後缺員にてありし埼玉縣典獄の椅子は今回青森縣典獄神代澤身氏の轉任せられて占むる所になりたり、而して青森縣典獄の後任は大坂府看守長兼監獄書記永田直之丞氏一躍して此重任を襲はれたり神代氏は久しく青森に令尹として經驗、深く永田氏は全國唯一の大監獄たる大坂府監獄の第二課長として十數年來其下僚を統率し能く四千人有餘の在監人を格禁操縦し令聞高かりし老練家にしあれば將來二氏か監獄統治上に一大較著なる成績を擧るること予輩の確信する所にして予輩は二氏の爲め之を祝し併せて斯道の爲め慶賀の至りに堪へざるなり
因は記す大坂府監獄は舊きに隔山千葉縣典獄を出たし今回永田青森縣典獄を出す、予輩全府の爲め之を賀し并に斯道後進有爲の士の爲め登龍の門を

内務當局者と種々協議の末改正増補し先以て完全の設計圖となりたりと、而して大体に於ては分房制を採り多數の分房監を新設せらるゝとの事なる由

●教誨叢書に就て

同情會に於て發行の教誨叢書は一時休刊の姿にてありしに此項其第四十八輯を發刊せられ一部を本會に寄せらる、予輩之を一見するに序次の配列宜しきを得、一讀大に見るべきもの多し、殊に教誨の欄に於ける留岡君の大なる事業、水崎君の我罪の自覺の如き最も好文字にして本書の主旨を表白せられたるものと云ふべし、傳記の欄、松浦玉圃翁の性行は大に青年華奢の弊を矯め發奮せしむるに足り、逸話集は右よりの偉人豪傑の逸話躬行を叙し勸話は名工義人の實歴及び種々の規箴たるべき事項を掲げ加ふるに挿書を以てし能く刻苦忍耐の心を修養せしめんとし、清靈は格言に短句に詩歌に言々句句々精神的及躬行的箴言ならざるはなし、要之に予輩の本書に對する觀察は全編心靈上の改造に出て尋くに實踐躬行を旨とし尙之を詳く云ば善事を勧めめを箴するの主義に出でたる者なれば獨り法規上の罪人の要たるのみならず苟も精神上の罪科否正しからざる者の爲めに

開かれたるを嘉みす少壯者夫れ之を旃めよや聊か記す

●留岡氏の無事歸朝

曩きに久しく北海道集治監の教誨師の職にありたる留岡幸助氏は一昨年以来北米合衆國に航し紐育其他に於て斯道殊に教誨感にの事に熱心研究せられつゝありしは本誌屢全氏か玉稿寄送を得て登載したる事實に徴して讀者の夙に知悉する所にして全氏は此頃調査路々終了したりと見へ去る四月上旬無事歸朝せられたり予輩は全氏か無事歸朝を祝するに吝ならざるなり氏たるもの幸に健全以て蕙蓄し齋らし歸られたる懷抱と世人の抱負は氏か將來如何なる方法に據て社會に發表し予輩を益せらるゝや、予輩は確信す、全氏か將來の事業は恐らく斯道の範圍を脱せざるを氏夫れ勉めよや

●奈良縣監獄の新築設計

奈良縣監獄新築の議は兩三年の以前に在つて予輩一度耳にせしことあり、爾來當局者は致々調査する所あり先頃漸く結了したるを以て舊きに開かれたる典獄協議會に列席の爲め上京せられたる全縣典獄入木秀太郎氏か設置設計の圖面を携帶せられ會議閉會後

は至極好書として予輩は本書か普及を希はざるを得ざるなり敢て妄辭を述ぶ

●獄事叢書

獄事叢書第二十四號は本月十九日同情會に於て發行せられたり記事体裁は舊に依る敢て異なるなきも原君の留岡君を觀迎する一文予輩同情會の爲め將た斯道の爲め同情を表せざるを得ず

因に記す同情會は別項記事の如く留岡君の歸朝に依て一層の活氣を添へたるものとして予輩は之を祝す今日以後の教誨叢書獄事叢書の紙上に於て光彩躍如たるものあらん云々

●普通救急法は監獄警察に最も必要なり

茨城縣監獄醫荻谷君此項普通救急法なる珍袖小冊を纂し其一本を學會に察せられたり承けて之を讀むに人体に及ぼす外物的傷害にして苟も危険の虞れある普通救急法を簡易に説述したる者にして凡そ職を監獄警察に奉ずる者は最も多く是等の場合に遭遇し救急の責任ある者なれば普通救急法位は多少之を暗んせざるべからざるの必要あり世の看守巡查たる諸士の一讀すべき價值あるものと信せり幸に平素一

讀の勞を惜まざらんことを望む

幻夢

道 樂 生

○其呼聲の高きこと殆んど、魚河岸、青物市場も
 音ならず、而して其獲る所の實利幾干
 ○若此聲をして第三第四議會開會中に在らしめは、
 彼の大問題を決する豈難事ならんや、昨は黨人、
 今は官人の犠牲となる、斯道の不幸、百年の恨事
 ○彼れは パン、我は四六を得んとして故ら罪を犯
 し、我は某監、彼れはモアビートに不正の計吏を
 見る、東西一對の醜態、驅逐せよ此蛆、此心中の蟲

漫筆

廉耻將に地を拂ふ

某地に窃盜再三犯の刑事被告人あり一日裁判宣告の
 後公判廷に於いて眞面目にて謂て曰く「判事様に
 ちよつと伺ひますが私の盗みました鶏二羽の御處分
 が何故あつて今年は去年よりも二箇月餘計になりま
 したか……」
 「鶏の相場は餘つばど下落してい
 ますのに……」
 「至茲判事は呆然として苦笑
 するのみ

寄書

監獄書記及看守長の俸給に就て

在大阪 洋々 散士

四人、それに違ひません、だが今では日曜日の外
 は毎日亂醉して居りました……

先年判任官の俸給令改正せられて十二圓未満の判任
 官を設る事を得るに至るや各監獄蔵て六圓乃至八圓
 の監獄書記を置き或は、十二圓未満の看守長を置き
 得々然たり散士は大に之を悲む然れども散士は敢て
 其根本たる俸給令の改正を非難するものにあらず何
 となれば該俸給令の改正は一般判任官の爲めに設け
 たるを以て必要の場合に遭遇するの官廳は六圓の判
 任官を置く敢て不可なし然れども之を監獄に適用す
 るは甚だ其の當を得ず請ふ其の不可なる點を掲げ當
 局者の参考に供せん
 抑も書記看守長とは如何なるものなるや何人も其の
 上等司獄官たることを知らん然るに下等司獄官たる
 看守の俸給に劣るにあらずや是れ大に權衡を失する

○至嚴至重なる刑罰何かあらん
 某辯護士非常の熱心を以て一被告人を辯護しけるに
 其甲斐もなく終に六年の輕懲役を宣告せられけり、
 其時該被告人は辯護士に向ていへるよう「否々御氣
 の毒さまのこと、どうくあなたがおまけになりま
 したね……」
 「眼の中刑罰なく殆んど我ある
 を知らざるものか矣

○闇夜に於ける醜汚の行爲は 何故に罪を構成するや

辯論に巧みなりとの好評を得たる辯護士が辯論の一
 節に曰く「……願はくは判官閣下御一考を下され
 たし、人の窃、を働きました時は眞ッ暗の闇の夜
 でありまして我が物と他人の物との分別かつけ難い
 でありました事實を取調らんことを……」
 「説き得て妙なりと云ふへし言論の進歩真に驚くに
 堪へたり」

○不良なる改悛

習慣犯の囚人、教誨師に向て私は従前毎日日曜日に亂
 醉しましたが今日では……
 教誨師、さうだろう、其後嚴しく改悛すると本師に
 誓つたからだ

ものなり斯の如くして焉んぞ看守を指揮することを
 得ん假令彼等看守は表面其の命令に服従するも内心
 に於ては薄給なる爲め之を輕蔑するや明なり看守の
 俸給最高十圓之に加ふるに宿料、服具料、其他辨當
 料を合算せば十二圓を下らざる可し而して禮服も亦
 官給なり之に反して書記看守長は禮服費は自辨にし
 て宿料無く辨當料無く加之ならず製艦費十分の一を
 納め恩給基金を控除せらるゝ等其の表面の俸給額は
 十二圓なるも實際の收入は十圓を下る可し依て當局
 者たるも此等の點に注意し九給俸以下の書記看守
 長は之を置かざるの方針に漸次進行せられんことを
 冀望す現に大阪府監獄の如きは九級俸以下の看守長
 は一人も之れ無しと誠に至當の事と云ふ可し

○女監取締の服裝に就て

吉田 徳太郎

典獄の服制を設けらるゝと同時に看守長看守の服制
 を改正せられんとは夙に余輩の耳にする處にして其
 改正の時機切迫し居る事は近着の監獄雜誌に於て之
 を知るを得べし然るに等しく司獄の吏員にして然か
 も女性の身を以て直接煩難なる戒護事務に任ずる處
 の女監取締の服裝制限を設けらるの説なき理由は如

何余輩伏て當路者に望む女監取締の制服を設くるの困難は困難なりと雖も一般司獄官の服制改正の時機に臨んで宜しく女監取締に對する一定の服制を設け公然發布せられん事を而して若しも女監取締にして一定の服制を設くるの上に於て支障あらんか政府は宜しく女監取締に對する服制の標準を示し相當の被服料を給與し服制は須らく司獄當局者の方に一任し可及的統一に出でん事を企畫せらるゝも可なり然らずんば如何に一般司獄官の服制を改良せらるゝと雖も一面雨中高下駄を穿ち蝙蝠傘を携へ戒護事務に執掌するが如き奇觀あらんか監獄に於て均一的嚴正に刑罰を執行するが如き事は遂に得て望むべからざるに至る故に余輩は一般司獄官の服制改良の機運に際し等しく戒護に専任する處の女監取締に對し全國統一的に相當の姿勢を保たしめ女性適法の紀律を勵行するの必要上先以て是れが基礎たり根本たる處の服制限を設くるは刻下急務中の急務に屬する事柄なるを以て政府は宜しく服裝の制を設け之を官給せらるゝか將た服制の標準を示し相當被服料を給與し服制は須らく司獄當局者の方に委するか二途何れか果斷決行せられん事を是れ強ち望蜀の感には之れ

勿るべき事と信ず

●敢て先輩諸氏に謝す

余輩東洋逸史前號の紙上に於て匿名の非あるを慨し聊か論ずる處ありしが驟つて余輩自らを願れば夫子亦匿名の裡に在つて濫に秃筆を弄し時に無責任の言論を吐露しつゝありしは深く先輩諸氏に謝する處なり今や驕然過を悔ひ實名の下に寄書を試みんとす是れ徒に名利を欲するものにあらざる余輩率先此舉に出るもの他なし墨塊は墨塊なり實名を現はすと否とは其人の價直を左支右吾するものにあらざればなり語に曰く請自隗始焉と



● 廣 告

獄事叢書第廿四號目錄

明治廿九年五月十九日發兌

論 說

留岡兄を歓迎す

典獄資格論

特別寄書

天下の事——天下の士

寄 書

暗黒界の真相

雜 錄

アイヌの犯罪者

外國文書の看讀禁制

領置郵便切手の買戻

罪科學の好材料を失ふ

新内務の監獄思想

内相、典獄響應の意味

獄事叢書第二十三號を讀む

在米 大塚 素

外 報

同 情 會

監獄改良家ラント君計營

ニウヨーク州監獄改良の新案

小河岳洋君の書簡

看守らしき看守

其名らしき囚

北海の送還囚徒

近頃の逃走囚徒

辯護士の便利

臺灣の監獄

臺灣監獄制度の創始

警部及司獄官練習并採用法

留岡幸助君の歸朝

渡邊龜吉君逝く

同情會の出獄人善導

御斷り

會 告

●本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラントヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
 前金カ錢五厘(全上)

- 監獄雜誌
- 全署内五名以上購讀ノ向ハ
- 一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ケ
- 又一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
- 廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

- 監獄雜誌ヲ注文セラル、并ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、者ハ其衙名官職名)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
- 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ
- 右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶紙ヘ「督」印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ「濟」印ヲ押捺スルヲ例トス
- 雜誌代金ヲ送付セラル、并ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
- 通運便ニ付セラル、并ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、并ハ五厘切手一増割タルヘシ
- 本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
- 本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

出版主任

磯

村

兌

貞

明治二十九年五月三十日發行

發行人兼編輯人

磯

村

兌

貞

(明治二十七年二月廿六日選信省認可)

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會
 支會 東京市四ツ谷區荒木町二十七番地 警察監獄學會
 印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明 教 社